

＜修正案＞
帯広市地域防災計画
（一般災害編）
新旧対照表

令和 7 年（2025 年） 2 月

帯広市防災会議

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考
目次 2	第4章 災害予防計画 (略)	第4章 災害予防計画 (略)	おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正
	第4節 <u>災害時要援護者対策計画</u> 6 3 (略)	第4節 <u>避難行動要支援者対策計画</u> 6 3 (略)	
	第5章 災害応急対策計画 (略)	第5章 災害応急対策計画 (略)	記載事項の削除に伴う修正
目次 4	第3節 災害広報・情報提供計画 <u>1 3 6</u> 1 実施責任者 <u>1 3 6</u> 2 災害情報等の収集 <u>1 3 6</u> 3 災害情報等の発表の方法 <u>1 3 6</u> 4 道、関係機関等に対する情報の提供 <u>1 3 6</u> 5 庁内連絡 <u>1 3 7</u> 6 被災者相談所の開設 <u>1 3 7</u> 7 安否情報の提供 <u>1 3 7</u>	第3節 災害広報・情報提供計画 <u>1 3 4</u> 1 実施責任者 <u>1 3 4</u> 2 災害情報等の収集 <u>1 3 4</u> 3 災害情報等の発表の方法 <u>1 3 4</u> 4 道、関係機関等に対する情報の提供 <u>1 3 4</u> 5 庁内連絡 <u>1 3 5</u> 6 被災者相談所の開設 <u>1 3 5</u> 7 安否情報の提供 <u>1 3 5</u>	
目次 5	第4節 応急措置実施計画 <u>1 4 0</u> 1 実施責任者 <u>1 4 0</u> 2 市の実施する応急措置 <u>1 4 0</u> 3 災害救助法適用の場合 <u>1 4 1</u>	第4節 応急措置実施計画 <u>1 3 8</u> 1 実施責任者 <u>1 3 8</u> 2 市の実施する応急措置 <u>1 3 8</u> 3 災害救助法適用の場合 <u>1 3 9</u>	
	第5節 避難対策計画 <u>1 4 4</u> 1 避難実施責任者及び措置内容 <u>1 4 4</u> 2 避難措置における連絡及び協力等 <u>1 4 5</u> 3 避難の基準と態様 <u>1 4 5</u> 4 避難指示等の周知 <u>1 4 6</u> 5 指示伝達事項 <u>1 4 6</u> 6 避難の方法 <u>1 4 7</u> 7 避難路及び避難場所等の安全確保 <u>1 4 8</u> 8 被災者の生活環境の整備 <u>1 4 8</u> 9 避難所の開設 <u>1 4 8</u> 10 避難所の運営管理等 <u>1 4 9</u> 11 帳簿類の整備 <u>1 5 1</u> 12 道（十勝総合振興局）に対する報告 <u>1 5 1</u> 13 機関への連絡 <u>1 5 2</u> 14 警戒区域の設定 <u>1 5 2</u> 15 広域避難 <u>1 5 2</u> 16 広域一時滞在 <u>1 5 3</u>	第5節 避難対策計画 <u>1 4 2</u> 1 避難実施責任者及び措置内容 <u>1 4 2</u> 2 避難措置における連絡及び協力等 <u>1 4 3</u> 3 避難の基準と態様 <u>1 4 3</u> 4 避難指示等の周知 <u>1 4 4</u> 5 指示伝達事項 <u>1 4 4</u> 6 避難の方法 <u>1 4 5</u> 7 避難路及び避難場所等の安全確保 <u>1 4 6</u> 8 被災者の生活環境の整備 <u>1 4 6</u> 9 避難所の開設 <u>1 4 6</u> 10 避難所の運営管理等 <u>1 4 7</u> 11 帳簿類の整備 <u>1 4 9</u> 12 道（十勝総合振興局）に対する報告 <u>1 4 9</u> 13 機関への連絡 <u>1 5 0</u> 14 警戒区域の設定 <u>1 5 0</u> 15 広域避難 <u>1 5 0</u> 16 広域一時滞在 <u>1 5 1</u>	
	第6節 救助救出計画 <u>1 5 5</u> 1 実施責任 <u>1 5 5</u> 2 救助救出を必要とする場合 <u>1 5 5</u> 3 救助救出活動 <u>1 5 5</u>	第6節 救助救出計画 <u>1 5 3</u> 1 実施責任 <u>1 5 3</u> 2 救助救出を必要とする場合 <u>1 5 3</u> 3 救助救出活動 <u>1 5 3</u>	
	第7節 災害警備計画 <u>1 5 7</u> 1 警察活動の任務 <u>1 5 7</u> 2 災害警備本部の設置 <u>1 5 7</u> 3 災害時の警察活動 <u>1 5 7</u>	第7節 災害警備計画 <u>1 5 5</u> 1 警察活動の任務 <u>1 5 5</u> 2 災害警備本部の設置 <u>1 5 5</u> 3 災害時の警察活動 <u>1 5 5</u>	
	第8節 交通応急対策計画 <u>1 5 9</u> 1 交通応急対策の実施 <u>1 5 9</u>	第8節 交通応急対策計画 <u>1 5 7</u> 1 交通応急対策の実施 <u>1 5 7</u>	

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考
目次 6	2 道路の交通規制 <u>160</u>	2 道路の交通規制 <u>158</u>	
	3 緊急輸送のための交通規制 <u>161</u>	3 緊急輸送のための交通規制 <u>159</u>	
	4 北海道緊急輸送道路ネットワーク計画 <u>162</u>	4 北海道緊急輸送道路ネットワーク計画 <u>160</u>	
	第9節 輸送計画 <u>165</u>	第9節 輸送計画 <u>163</u>	
	1 実施責任者 <u>165</u>	1 実施責任者 <u>163</u>	
	2 輸送の方法 <u>165</u>	2 輸送の方法 <u>163</u>	
	3 輸送の範囲 <u>166</u>	3 輸送の範囲 <u>164</u>	
	4 費用の限度及び期間 <u>166</u>	4 費用の限度及び期間 <u>164</u>	
	5 緊急輸送業務に従事する車両の表示 <u>166</u>	5 緊急輸送業務に従事する車両の表示 <u>164</u>	
	6 輸送状況の記録 <u>168</u>	6 輸送状況の記録 <u>166</u>	
	7 緊急輸送要請体制 <u>169</u>	7 緊急輸送要請体制 <u>167</u>	
	第10節 食料供給計画 <u>171</u>	第10節 食料供給計画 <u>169</u>	
	1 実施責任 <u>171</u>	1 実施責任 <u>169</u>	
	2 食料の供給 <u>171</u>	2 食料の供給 <u>169</u>	
	3 食料輸送計画 <u>171</u>	3 食料輸送計画 <u>169</u>	
	4 応急供給の対象者 <u>171</u>	4 応急供給の対象者 <u>169</u>	
	5 食料の備蓄及び調達 <u>171</u>	5 食料の備蓄及び調達 <u>169</u>	
	6 米飯の炊き出し <u>171</u>	6 米飯の炊き出し <u>169</u>	
	7 給食の実施 <u>172</u>	7 給食の実施 <u>170</u>	
	8 費用の限度及び期間 <u>172</u>	8 費用の限度及び期間 <u>170</u>	
	9 炊き出し給与状況の記録 <u>172</u>	9 炊き出し給与状況の記録 <u>170</u>	
	第11節 給水計画 <u>173</u>	第11節 給水計画 <u>171</u>	
	1 実施責任 <u>173</u>	1 実施責任 <u>171</u>	
	2 給水対象者 <u>173</u>	2 給水対象者 <u>171</u>	
	3 応急給水に伴う用語の定義 <u>173</u>	3 応急給水に伴う用語の定義 <u>171</u>	
	4 目標応急給水量 <u>174</u>	4 目標応急給水量 <u>172</u>	
	5 応急給水活動 <u>174</u>	5 応急給水活動 <u>172</u>	
	6 運搬給水計画 <u>176</u>	6 運搬給水計画 <u>174</u>	
	7 応援の要請 <u>176</u>	7 応援の要請 <u>174</u>	
	第12節 上下水道施設対策計画 <u>177</u>	第12節 上下水道施設対策計画 <u>175</u>	
	1 実施責任 <u>177</u>	1 実施責任 <u>175</u>	
	2 非常態勢 <u>177</u>	2 非常態勢 <u>175</u>	
	3 上水道施設 <u>177</u>	3 上水道施設 <u>175</u>	
	4 下水道施設 <u>180</u>	4 下水道施設 <u>178</u>	
	第13節 衣料・生活必需物資供給計画 <u>183</u>	第13節 衣料・生活必需物資供給計画 <u>181</u>	
	1 実施責任者 <u>183</u>	1 実施責任者 <u>181</u>	
	2 物資供給の対象者 <u>183</u>	2 物資供給の対象者 <u>181</u>	
	3 調達の方法 <u>183</u>	3 調達の方法 <u>181</u>	
	4 給与又は貸与の方法 <u>184</u>	4 給与又は貸与の方法 <u>182</u>	
	5 義援金品の取扱い <u>184</u>	5 義援金品の取扱い <u>182</u>	
	6 費用の限度及び給（貸）与期間 <u>184</u>	6 費用の限度及び給（貸）与期間 <u>182</u>	
	7 物資の給与状況の記録 <u>184</u>	7 物資の給与状況の記録 <u>182</u>	
	第14節 石油類燃料供給計画 <u>185</u>	第14節 石油類燃料供給計画 <u>183</u>	
	1 実施責任者 <u>185</u>	1 実施責任者 <u>183</u>	
	2 石油類燃料の確保 <u>185</u>	2 石油類燃料の確保 <u>183</u>	
	第15節 電力施設災害応急計画 <u>187</u>	第15節 電力施設災害応急計画 <u>185</u>	

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考
目次 7	1 非常態勢 <u>187</u>	1 非常態勢 <u>185</u>	
	2 応急復旧対策 <u>187</u>	2 応急復旧対策 <u>185</u>	
	3 広報活動 <u>188</u>	3 広報活動 <u>186</u>	
	第16節 ガス施設災害応急計画 <u>189</u>	第16節 ガス施設災害応急計画 <u>187</u>	
	1 非常態勢 <u>189</u>	1 非常態勢 <u>187</u>	
	2 供給停止等の措置 <u>189</u>	2 供給停止等の措置 <u>187</u>	
	3 復旧対策 <u>189</u>	3 復旧対策 <u>187</u>	
	4 広報活動 <u>190</u>	4 広報活動 <u>188</u>	
	第17節 通信施設災害対策計画 <u>191</u>	第17節 通信施設災害対策計画 <u>189</u>	
	1 非常態勢 <u>191</u>	1 非常態勢 <u>189</u>	
	2 防止対策及び応急措置 <u>191</u>	2 防止対策及び応急措置 <u>189</u>	
	3 広報活動 <u>191</u>	3 広報活動 <u>189</u>	
	第18節 医療救護計画 <u>193</u>	第18節 医療救護計画 <u>191</u>	
	1 実施責任者 <u>193</u>	1 実施責任者 <u>191</u>	
	2 医療救護対策 <u>193</u>	2 医療救護対策 <u>191</u>	
	3 救護班の活動状況等の記録 <u>193</u>	3 救護班の活動状況等の記録 <u>191</u>	
	4 患者の移送 <u>194</u>	4 患者の移送 <u>192</u>	
	5 医療機関等の状況 <u>194</u>	5 医療機関等の状況 <u>192</u>	
	6 医師会等に対する出動要請 <u>194</u>	6 医師会等に対する出動要請 <u>192</u>	
	7 医療薬品等の確保 <u>194</u>	7 医療薬品等の確保 <u>192</u>	
	第19節 防疫計画 <u>195</u>	第19節 防疫計画 <u>193</u>	
	1 実施責任 <u>195</u>	1 実施責任 <u>193</u>	
	2 防疫班の編成 <u>195</u>	2 防疫班の編成 <u>193</u>	
	3 防疫の種別と方法 <u>195</u>	3 防疫の種別と方法 <u>193</u>	
	4 感染症患者等の発生時における対応 <u>196</u>	4 感染症患者等の発生時における対応 <u>194</u>	
	5 防疫用資器材の調達 <u>196</u>	5 防疫用資器材の調達 <u>194</u>	
	6 家畜及び畜舎の防疫 <u>196</u>	6 家畜及び畜舎の防疫 <u>194</u>	
	第20節 廃棄物処理等計画 <u>197</u>	第20節 廃棄物処理等計画 <u>195</u>	
	1 実施責任者 <u>197</u>	1 実施責任者 <u>195</u>	
	2 清掃班の編成 <u>197</u>	2 清掃班の編成 <u>195</u>	
	3 応急措置 <u>197</u>	3 応急措置 <u>195</u>	
	4 ごみの収集処理の方法 <u>197</u>	4 ごみの収集処理の方法 <u>195</u>	
	5 し尿の収集処理の方法 <u>197</u>	5 し尿の収集処理の方法 <u>195</u>	
	6 死亡獣畜の処理方法 <u>198</u>	6 死亡獣畜の処理方法 <u>196</u>	
	7 清掃等施設状況 <u>198</u>	7 清掃等施設状況 <u>196</u>	
	8 清掃車両保有状況 <u>198</u>	8 清掃車両保有状況 <u>196</u>	
	第21節 飼養動物対策計画 <u>199</u>	第21節 飼養動物対策計画 <u>197</u>	
	1 実施責任 <u>199</u>	1 実施責任 <u>197</u>	
	2 飼養動物の取扱い <u>199</u>	2 飼養動物の取扱い <u>197</u>	
	第22節 文教対策計画 <u>201</u>	第22節 文教対策計画 <u>199</u>	
	1 実施責任 <u>201</u>	1 実施責任 <u>199</u>	
	2 応急教育対策 <u>201</u>	2 応急教育対策 <u>199</u>	
	3 文化財等保全対策 <u>202</u>	3 文化財等保全対策 <u>200</u>	
	4 費用の限度及び期間 <u>203</u>	4 費用の限度及び期間 <u>201</u>	
	5 学用品の給与状況記録 <u>203</u>	5 学用品の給与状況記録 <u>201</u>	
	第23節 住宅対策計画 <u>205</u>	第23節 住宅対策計画 <u>203</u>	

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考
目次 8	1 実施責任者 <u>205</u>	1 実施責任者 <u>203</u>	
	2 実施の方法 <u>205</u>	2 実施の方法 <u>203</u>	
	3 平常時の規制の適用除外措置 <u>206</u>	3 平常時の規制の適用除外措置 <u>204</u>	
	4 施工及び資材の調達 <u>206</u>	4 施工及び資材の調達 <u>204</u>	
	5 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録 <u>206</u>	5 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録 <u>204</u>	
	6 公営住宅等の斡旋 <u>206</u>	6 公営住宅等の斡旋 <u>204</u>	
	7 住宅の応急復旧活動 <u>207</u>	7 住宅の応急復旧活動 <u>205</u>	
	第24節 被災宅地安全対策計画 <u>209</u>	第24節 被災宅地安全対策計画 <u>207</u>	
	1 危険度判定の実施の決定 <u>209</u>	1 危険度判定の実施の決定 <u>207</u>	
	2 判定対象宅地 <u>209</u>	2 判定対象宅地 <u>207</u>	
	3 判定士の業務 <u>209</u>	3 判定士の業務 <u>207</u>	
	4 危険度判定実施本部の業務 <u>209</u>	4 危険度判定実施本部の業務 <u>207</u>	
	5 事前準備 <u>209</u>	5 事前準備 <u>207</u>	
	第25節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画 <u>211</u>	第25節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画 <u>209</u>	
	1 実施責任者 <u>211</u>	1 実施責任者 <u>209</u>	
	2 実施方法 <u>211</u>	2 実施方法 <u>209</u>	
	3 火葬場の状況 <u>212</u>	3 火葬場の状況 <u>210</u>	
	4 費用の限度及び期間 <u>212</u>	4 費用の限度及び期間 <u>210</u>	
	5 遺体の捜索等の記録 <u>212</u>	5 遺体の捜索等の記録 <u>210</u>	
	第26節 障害物除去計画 <u>215</u>	第26節 障害物除去計画 <u>213</u>	
	1 実施責任者 <u>215</u>	1 実施責任者 <u>213</u>	
	2 障害物除去の対象 <u>215</u>	2 障害物除去の対象 <u>213</u>	
	3 障害物の除去の方法 <u>215</u>	3 障害物の除去の方法 <u>213</u>	
	4 障害物の集積場所等 <u>215</u>	4 障害物の集積場所等 <u>213</u>	
	5 放置車両の除去 <u>215</u>	5 放置車両の除去 <u>213</u>	
	第27節 応急土木対策計画 <u>217</u>	第27節 応急土木対策計画 <u>215</u>	
	1 災害の原因及び被害種別 <u>217</u>	1 災害の原因及び被害種別 <u>215</u>	
	2 応急土木復旧対策 <u>217</u>	2 応急土木復旧対策 <u>215</u>	
	3 関係機関等の協力 <u>218</u>	3 関係機関等の協力 <u>216</u>	
	第28節 応急飼料計画 <u>219</u>	第28節 応急飼料計画 <u>217</u>	
	1 実施責任者 <u>219</u>	1 実施責任者 <u>217</u>	
	2 応急飼料の確保 <u>219</u>	2 応急飼料の確保 <u>217</u>	
	3 家畜用水の確保 <u>219</u>	3 家畜用水の確保 <u>217</u>	
	第29節 労務供給計画 <u>221</u>	第29節 労務供給計画 <u>219</u>	
	1 実施責任者 <u>221</u>	1 実施責任者 <u>219</u>	
	2 民間団体等への協力要請 <u>221</u>	2 民間団体等への協力要請 <u>219</u>	
	3 労務員の雇上げ <u>221</u>	3 労務員の雇上げ <u>219</u>	
	第30節 消防防災ヘリコプター活用計画 <u>223</u>	第30節 消防防災ヘリコプター活用計画 <u>221</u>	
	1 運航体制 <u>223</u>	1 運航体制 <u>221</u>	
	2 緊急運航の要請 <u>223</u>	2 緊急運航の要請 <u>221</u>	
	3 要請方法 <u>223</u>	3 要請方法 <u>221</u>	
	4 要請先 <u>223</u>	4 要請先 <u>221</u>	
	5 報告 <u>223</u>	5 報告 <u>221</u>	
	6 消防防災ヘリコプターの活動内容 <u>223</u>	6 消防防災ヘリコプターの活動内容 <u>221</u>	
	7 救急患者の緊急搬送手続等 <u>224</u>	7 救急患者の緊急搬送手続等 <u>222</u>	
	8 ヘリコプターの離着陸可能地 <u>224</u>	8 ヘリコプターの離着陸可能地 <u>222</u>	

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考
目次 9	9 消防防災ヘリコプター運航系統図 <u>2 2 4</u>	9 消防防災ヘリコプター運航系統図 <u>2 2 2</u>	
	第31節 自衛隊派遣要請計画 <u>2 3 1</u>	第31節 自衛隊派遣要請計画 <u>2 2 9</u>	
	1 災害時派遣要請基準 <u>2 3 1</u>	1 災害時派遣要請基準 <u>2 2 9</u>	
	2 災害派遣要請の手続 <u>2 3 1</u>	2 災害派遣要請の手続 <u>2 2 9</u>	
	3 災害派遣部隊の受入体制 <u>2 3 1</u>	3 災害派遣部隊の受入体制 <u>2 2 9</u>	
	4 派遣部隊の撤収要請 <u>2 3 2</u>	4 派遣部隊の撤収要請 <u>2 3 0</u>	
	5 経費負担等 <u>2 3 2</u>	5 経費負担等 <u>2 3 0</u>	
	第32節 広域応援・受援計画 <u>2 3 3</u>	第32節 広域応援・受援計画 <u>2 3 1</u>	
	1 実施機関 <u>2 3 3</u>	1 実施機関 <u>2 3 1</u>	
	2 実施内容 <u>2 3 3</u>	2 実施内容 <u>2 3 1</u>	
	第33節 職員応援派遣計画 <u>2 3 7</u>	第33節 職員応援派遣計画 <u>2 3 5</u>	
	1 要請権者 <u>2 3 7</u>	1 要請権者 <u>2 3 5</u>	
	2 要請手続等 <u>2 3 7</u>	2 要請手続等 <u>2 3 5</u>	
	3 派遣職員の身分取扱 <u>2 3 7</u>	3 派遣職員の身分取扱 <u>2 3 5</u>	
	第34節 災害ボランティアとの連携計画 <u>2 3 9</u>	第34節 災害ボランティアとの連携計画 <u>2 3 7</u>	
	1 行政とボランティアの役割 <u>2 3 9</u>	1 行政とボランティアの役割 <u>2 3 7</u>	
	2 ボランティア団体等の協力 <u>2 3 9</u>	2 ボランティア団体等の協力 <u>2 3 7</u>	
	3 ボランティアの受入 <u>2 3 9</u>	3 ボランティアの受入 <u>2 3 7</u>	
	4 ボランティアの活動 <u>2 3 9</u>	4 ボランティアの活動 <u>2 3 7</u>	
	5 ボランティア活動の環境整備 <u>2 4 0</u>	5 ボランティア活動の環境整備 <u>2 3 8</u>	
	第35節 災害応急金融計画 <u>2 4 1</u>	第35節 災害応急金融計画 <u>2 3 9</u>	
	第36節 災害救助法の適用計画 <u>2 4 3</u>	第36節 災害救助法の適用計画 <u>2 4 1</u>	
	1 実施責任 <u>2 4 3</u>	1 実施責任 <u>2 4 1</u>	
	2 災害救助法の適用基準 <u>2 4 3</u>	2 災害救助法の適用基準 <u>2 4 1</u>	
	3 災害救助法の適用手続 <u>2 4 3</u>	3 災害救助法の適用手続 <u>2 4 1</u>	
	4 救助の実施と種類 <u>2 4 3</u>	4 救助の実施と種類 <u>2 4 1</u>	
	5 基本法と救助法の関連 <u>2 4 4</u>	5 基本法と救助法の関連 <u>2 4 2</u>	
	第37節 被災者援護支援 <u>2 4 7</u>	第37節 被災者援護支援 <u>2 4 5</u>	
	1 罹災証明書の交付 <u>2 4 7</u>	1 罹災証明書の交付 <u>2 4 5</u>	
	2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 <u>2 4 7</u>	2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 <u>2 4 5</u>	
	第6章 震災対策計画 <u>2 4 7</u>	第6章 震災対策計画 <u>2 4 5</u>	
	第7章 事故災害対策計画	第7章 事故災害対策計画	
	第1節 航空災害対策計画 <u>2 4 9</u>	第1節 航空災害対策計画 <u>2 4 7</u>	
	1 基本方針 <u>2 4 9</u>	1 基本方針 <u>2 4 7</u>	
	2 災害予防 <u>2 4 9</u>	2 災害予防 <u>2 4 7</u>	
	3 災害応急対策 <u>2 5 0</u>	3 災害応急対策 <u>2 4 8</u>	
	4 応急活動体制 <u>2 5 1</u>	4 応急活動体制 <u>2 4 9</u>	
	5 救助救出活動 <u>2 5 4</u>	5 救助救出活動 <u>2 5 2</u>	
	6 医療救護活動 <u>2 5 4</u>	6 医療救護活動 <u>2 5 2</u>	
	7 消防活動 <u>2 5 4</u>	7 消防活動 <u>2 5 2</u>	
	8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等 <u>2 5 4</u>	8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等 <u>2 5 2</u>	
	9 交通規制 <u>2 5 4</u>	9 交通規制 <u>2 5 2</u>	
	10 防疫及び廃棄物処理等 <u>2 5 4</u>	10 防疫及び廃棄物処理等 <u>2 5 2</u>	
	11 自衛隊派遣要請 <u>2 5 4</u>	11 自衛隊派遣要請 <u>2 5 2</u>	

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考
目次 10	12 広域応援 <u>254</u>	12 広域応援 <u>252</u>	
	第2節 鉄道災害対策計画 <u>255</u>	第2節 鉄道災害対策計画 <u>253</u>	
	1 基本方針 <u>255</u>	1 基本方針 <u>253</u>	
	2 災害予防 <u>255</u>	2 災害予防 <u>253</u>	
	3 災害応急対策 <u>255</u>	3 災害応急対策 <u>253</u>	
	4 応急活動体制 <u>256</u>	4 応急活動体制 <u>254</u>	
	5 救助救出活動 <u>256</u>	5 救助救出活動 <u>254</u>	
	6 医療救護活動 <u>256</u>	6 医療救護活動 <u>254</u>	
	7 消防活動 <u>256</u>	7 消防活動 <u>254</u>	
	8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等 <u>256</u>	8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等 <u>254</u>	
	9 交通規制 <u>256</u>	9 交通規制 <u>254</u>	
	10 危険物流出対策 <u>257</u>	10 危険物流出対策 <u>255</u>	
	11 自衛隊派遣要請 <u>257</u>	11 自衛隊派遣要請 <u>255</u>	
	12 広域応援 <u>257</u>	12 広域応援 <u>255</u>	
	13 鉄道事業者の災害対策 <u>257</u>	13 鉄道事業者の災害対策 <u>255</u>	
	第3節 道路災害対策計画 <u>259</u>	第3節 道路災害対策計画 <u>257</u>	
	1 基本方針 <u>259</u>	1 基本方針 <u>257</u>	
	2 災害予防 <u>259</u>	2 災害予防 <u>257</u>	
	3 災害応急対策 <u>259</u>	3 災害応急対策 <u>257</u>	
	4 災害広報 <u>260</u>	4 災害広報 <u>258</u>	
	5 応急活動体制 <u>261</u>	5 応急活動体制 <u>259</u>	
	6 救助救出活動 <u>261</u>	6 救助救出活動 <u>259</u>	
	7 医療救護活動 <u>261</u>	7 医療救護活動 <u>259</u>	
	8 消防活動 <u>261</u>	8 消防活動 <u>259</u>	
	9 行方不明者の捜索及び遺体の収容等 <u>261</u>	9 行方不明者の捜索及び遺体の収容等 <u>259</u>	
	10 交通規制 <u>261</u>	10 交通規制 <u>259</u>	
	11 危険物流出対策 <u>261</u>	11 危険物流出対策 <u>259</u>	
	12 自衛隊派遣要請 <u>262</u>	12 自衛隊派遣要請 <u>260</u>	
	13 広域応援 <u>262</u>	13 広域応援 <u>260</u>	
	第4節 危険物等災害対策計画 <u>263</u>	第4節 危険物等災害対策計画 <u>261</u>	
	1 基本方針 <u>263</u>	1 基本方針 <u>261</u>	
	2 危険物の定義 <u>263</u>	2 危険物の定義 <u>261</u>	
	3 災害予防 <u>263</u>	3 災害予防 <u>261</u>	
	4 災害応急対策 <u>263</u>	4 災害応急対策 <u>261</u>	
	5 応急活動体制 <u>264</u>	5 応急活動体制 <u>262</u>	
	6 災害拡大防止 <u>265</u>	6 災害拡大防止 <u>263</u>	
	7 消防活動 <u>265</u>	7 消防活動 <u>263</u>	
	8 避難措置 <u>265</u>	8 避難措置 <u>263</u>	
	9 救助救出活動 <u>265</u>	9 救助救出活動 <u>263</u>	
	10 医療救護活動 <u>265</u>	10 医療救護活動 <u>263</u>	
	11 交通規制 <u>265</u>	11 交通規制 <u>263</u>	
	12 自衛隊派遣要請 <u>265</u>	12 自衛隊派遣要請 <u>263</u>	
	13 広域応援 <u>265</u>	13 広域応援 <u>263</u>	
	第5節 大規模な火事災害対策計画 <u>267</u>	第5節 大規模な火事災害対策計画 <u>265</u>	
	1 基本方針 <u>267</u>	1 基本方針 <u>265</u>	
	2 災害予防 <u>267</u>	2 災害予防 <u>265</u>	

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考
目次 11	3 災害応急対策 <u>267</u>	3 災害応急対策 <u>265</u>	
	4 災害広報 <u>268</u>	4 災害広報 <u>266</u>	
	5 応急活動体制 <u>268</u>	5 応急活動体制 <u>266</u>	
	6 消防活動 <u>268</u>	6 消防活動 <u>266</u>	
	7 避難措置 <u>268</u>	7 避難措置 <u>266</u>	
	8 救助救出活動 <u>268</u>	8 救助救出活動 <u>266</u>	
	9 医療救護活動 <u>268</u>	9 医療救護活動 <u>266</u>	
	10 交通規制 <u>268</u>	10 交通規制 <u>266</u>	
	11 自衛隊派遣要請 <u>268</u>	11 自衛隊派遣要請 <u>266</u>	
	12 広域応援 <u>269</u>	12 広域応援 <u>267</u>	
	第6節 林野火災対策計画 <u>271</u>	第6節 林野火災対策計画 <u>269</u>	
	1 基本方針 <u>271</u>	1 基本方針 <u>269</u>	
	2 予防対策 <u>271</u>	2 予防対策 <u>269</u>	
	3 気象情報対策 <u>272</u>	3 気象情報対策 <u>270</u>	
	4 応急対策 <u>272</u>	4 応急対策 <u>270</u>	
	5 災害広報 <u>273</u>	5 災害広報 <u>271</u>	
	6 応急活動体制 <u>274</u>	6 応急活動体制 <u>272</u>	
	7 消防活動 <u>274</u>	7 消防活動 <u>272</u>	
	8 自衛隊派遣要請 <u>274</u>	8 自衛隊派遣要請 <u>272</u>	
	9 広域応援 <u>274</u>	9 広域応援 <u>272</u>	
	第7節 大規模停電災害対策計画 <u>275</u>	第7節 大規模停電災害対策計画 <u>273</u>	
	1 基本方針 <u>275</u>	1 基本方針 <u>273</u>	
	2 災害予防 <u>275</u>	2 災害予防 <u>273</u>	
	3 災害応急対策 <u>276</u>	3 災害応急対策 <u>274</u>	
	4 災害広報 <u>276</u>	4 災害広報 <u>274</u>	
	5 応急活動体制 <u>276</u>	5 応急活動体制 <u>274</u>	
	6 消防活動 <u>277</u>	6 消防活動 <u>275</u>	
	7 医療救護活動 <u>277</u>	7 医療救護活動 <u>275</u>	
	8 交通対策 <u>277</u>	8 交通対策 <u>275</u>	
	9 避難所対策 <u>277</u>	9 避難所対策 <u>275</u>	
	10 応急電力対策 <u>277</u>	10 応急電力対策 <u>275</u>	
	11 給水対策 <u>278</u>	11 給水対策 <u>276</u>	
	12 石油類燃料の供給対策 <u>278</u>	12 石油類燃料の供給対策 <u>276</u>	
	13 防犯対策 <u>278</u>	13 防犯対策 <u>276</u>	
	14 自衛隊派遣要請 <u>278</u>	14 自衛隊派遣要請 <u>276</u>	
	15 広域応援 <u>278</u>	15 広域応援 <u>276</u>	
	第8章 災害復旧・被災者援護計画	第8章 災害復旧・被災者援護計画	
	第1節 災害復旧計画 <u>279</u>	第1節 災害復旧計画 <u>277</u>	
	1 実施責任者 <u>279</u>	1 実施責任者 <u>277</u>	
	2 復旧事業計画の概要 <u>279</u>	2 復旧事業計画の概要 <u>277</u>	
	3 災害復旧予算措置 <u>280</u>	3 災害復旧予算措置 <u>278</u>	
	4 激甚災害 <u>280</u>	4 激甚災害 <u>278</u>	
	第2節 被災者援護計画 <u>281</u>	第2節 被災者援護計画 <u>279</u>	
	1 罹災証明書の交付 <u>281</u>	1 罹災証明書の交付 <u>279</u>	
	2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 <u>281</u>	2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 <u>279</u>	

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考																																												
P1	第1章 総 則 第1節 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、帯広市防災会議が作成する計画であり、本市の地域における防災に関し、予防、応急、復旧等の災害対策を確立するとともに、防災関係機関がとるべき措置を定め、その機能のすべてをあげて、市民 の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。	第1章 総 則 第1節 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、帯広市防災会議が作成する計画であり、本市の地域における防災に関し、予防、応急、復旧等の災害対策を確立するとともに、防災関係機関がとるべき措置を定め、その機能のすべてをあげて、市民をはじめ観光客や外国人等、本市に滞在するあらゆる人々の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。	保護する対象者に滞在者も含むことを明記																																												
P1	第3節 計画の効果的促進 (略) さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。	第3節 計画の効果的促進 (略) さらに、 災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。 加えて、東日本大震災や令和6年能登半島地震など、これまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である本市の地域特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進を図らなければならない。 また、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進するほか、デジタル化に当たっては、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制等の整備を図らなければならない。	新型コロナの5類感染症への移行を踏まえた修正 教訓や地域特性を加味 新技術活用の観点を導入																																												
P4	第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 1 帯広市及びとかち広域消防事務組合 <table><tr><th>機 関 名</th><th>事 務 又 は 業 務</th></tr><tr><td>市長部局及び消防機関</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>⑰災害時要援護者の把握及び避難に関すること。</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td></tr></table> 2 指定地方行政機関 <table><tr><th>機 関 名</th><th>事 務 又 は 業 務</th></tr><tr><td>北海道総合通信局</td><td>①災害時における通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。</td></tr><tr><td></td><td>②非常通信協議会の運営に関すること。</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	市長部局及び消防機関	(略)		⑰災害時要援護者の把握及び避難に関すること。		(略)	機 関 名	事 務 又 は 業 務	北海道総合通信局	①災害時における通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。		②非常通信協議会の運営に関すること。											第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 1 帯広市及びとかち広域消防事務組合 <table><tr><th>機 関 名</th><th>事 務 又 は 業 務</th></tr><tr><td>市長部局及び消防機関</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>⑰要配慮者の把握及び避難に関すること。</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td></tr></table> 2 指定地方行政機関 <table><tr><th>機 関 名</th><th>事 務 又 は 業 務</th></tr><tr><td>北海道総合通信局</td><td>①非常通信の確保等及び北海道地方非常通信協議会の運営に関すること。</td></tr><tr><td></td><td>②災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。</td></tr><tr><td></td><td>③災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。</td></tr><tr><td></td><td>④非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。</td></tr><tr><td></td><td>⑤電気通信事業者及び放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。</td></tr></table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	市長部局及び消防機関	(略)		⑰要配慮者の把握及び避難に関すること。		(略)	機 関 名	事 務 又 は 業 務	北海道総合通信局	①非常通信の確保等及び北海道地方非常通信協議会の運営に関すること。		②災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。		③災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。		④非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。		⑤電気通信事業者及び放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。	おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正 所掌事務の変更による修正
機 関 名	事 務 又 は 業 務																																														
市長部局及び消防機関	(略)																																														
	⑰災害時要援護者の把握及び避難に関すること。																																														
	(略)																																														
機 関 名	事 務 又 は 業 務																																														
北海道総合通信局	①災害時における通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。																																														
	②非常通信協議会の運営に関すること。																																														
機 関 名	事 務 又 は 業 務																																														
市長部局及び消防機関	(略)																																														
	⑰要配慮者の把握及び避難に関すること。																																														
	(略)																																														
機 関 名	事 務 又 は 業 務																																														
北海道総合通信局	①非常通信の確保等及び北海道地方非常通信協議会の運営に関すること。																																														
	②災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。																																														
	③災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。																																														
	④非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。																																														
	⑤電気通信事業者及び放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。																																														

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考								
P5	6 指定公共機関 (公共的機関及び公益の事業を営む法人で国が指定するもの) <table><tr><th>機 関 名</th><th>事 務 又 は 業 務</th></tr><tr><td>東日本電信電話㈱ 北海道東支店</td><td>①災害時において通信手段を確保すること。 ②災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧すること。</td></tr></table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	東日本電信電話㈱ 北海道東支店	①災害時において通信手段を確保すること。 ②災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧すること。	6 指定公共機関 (公共的機関及び公益の事業を営む法人で国が指定するもの) <table><tr><th>機 関 名</th><th>事 務 又 は 業 務</th></tr><tr><td>東日本電信電話㈱ 北海道東支店</td><td>①通信設備等の防災対策に関すること ②重要通信の確保に関すること。 ③災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</td></tr></table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	東日本電信電話㈱ 北海道東支店	①通信設備等の防災対策に関すること ②重要通信の確保に関すること。 ③災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。	所掌事務の変更による修正
機 関 名	事 務 又 は 業 務										
東日本電信電話㈱ 北海道東支店	①災害時において通信手段を確保すること。 ②災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧すること。										
機 関 名	事 務 又 は 業 務										
東日本電信電話㈱ 北海道東支店	①通信設備等の防災対策に関すること ②重要通信の確保に関すること。 ③災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。										
P7	第8節 市民及び事業所の基本的責務等 (略) 1 市民の責務 (略) (1) 平常時の備え (略) ⑦ 災害時要援護者への配慮 ⑧ 自主防災組織の結成 — — (2) 災害時の対策 ① 隣近所の安否確認 ② 近隣の負傷者や災害時要援護者に対する救助・支援 ③ 地域における被災状況の把握 ④ 初期消火活動等の応急対策 ⑤ 避難所での自主的活動 ⑥ 道・市・防災関係機関の活動への協力 ⑦ 自主防災組織の活動 — —	第8節 市民及び事業所の基本的責務等 (略) 1 市民の責務 (略) (1) 平常時の備え (略) ⑦ 要配慮者への配慮 ⑧ 自主防災組織の結成 ⑨ SNS等の情報の発信元を確認するなど、情報リテラシーの向上 (2) 災害時の対策 ① 隣近所の安否確認 ② 近隣の負傷者や要配慮者に対する救助・支援 ③ 地域における被災状況の把握 ④ 初期消火活動等の応急対策 ⑤ 避難所での自主的活動 ⑥ 道・市・防災関係機関の活動への協力 ⑦ 自主防災組織の活動 ⑧ インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止	おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正 <								

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考																
P14	第2節 災害の状況 1 主要災害記録 (1) 雪害・風害 <table><tr><th>発生年月日</th><th>被 害 状 況</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>令和5年5月30日</td><td>竜巻発生。午後3時20分ごろ、以平町付近で発生し、農家2戸の畑でニンジン1.6ha、大豆1ha、デントコーン1haに被害。とから帯広空港午後3時25分発の航空機1便が出発を遅らせた。</td></tr><tr><td><u>新規</u></td><td><u>新規</u></td></tr></table>	発生年月日	被 害 状 況	(略)	(略)	令和5年5月30日	竜巻発生。午後3時20分ごろ、以平町付近で発生し、農家2戸の畑でニンジン1.6ha、大豆1ha、デントコーン1haに被害。とから帯広空港午後3時25分発の航空機1便が出発を遅らせた。	<u>新規</u>	<u>新規</u>	第2節 災害の状況 1 主要災害記録 (1) 雪害・風害 <table><tr><th>発生年月日</th><th>被 害 状 況</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>令和5年5月30日</td><td>竜巻発生。午後3時20分ごろ、以平町付近で発生し、農家2戸の畑でニンジン1.6ha、大豆1ha、デントコーン1haに被害。とから帯広空港午後3時25分発の航空機1便が出発を遅らせた。</td></tr><tr><td><u>令和7年2月3～4日</u></td><td><u>大雪害。発達した低気圧の影響により、4日9時までの12時間降雪量は帯広市街地で120cmとなり、国内の12時間降雪量の記録を更新。十勝管内各地でも記録的な大雪となった。</u> <u>積雪により、学校の屋内練習場や農業用ビニールハウス倒壊など物的被害22件、除雪時の転倒など人的被害7件、その他1件。また、高速道路1路線、国道4路線が通行止めとなり、JRや路線バスの運休、航空機の欠航など公共交通機関に支障が生じたほか、各地でスタックした車が相次いだ。</u> <u>雪害対策本部を設置。</u></td></tr></table>	発生年月日	被 害 状 況	(略)	(略)	令和5年5月30日	竜巻発生。午後3時20分ごろ、以平町付近で発生し、農家2戸の畑でニンジン1.6ha、大豆1ha、デントコーン1haに被害。とから帯広空港午後3時25分発の航空機1便が出発を遅らせた。	<u>令和7年2月3～4日</u>	<u>大雪害。発達した低気圧の影響により、4日9時までの12時間降雪量は帯広市街地で120cmとなり、国内の12時間降雪量の記録を更新。十勝管内各地でも記録的な大雪となった。</u> <u>積雪により、学校の屋内練習場や農業用ビニールハウス倒壊など物的被害22件、除雪時の転倒など人的被害7件、その他1件。また、高速道路1路線、国道4路線が通行止めとなり、JRや路線バスの運休、航空機の欠航など公共交通機関に支障が生じたほか、各地でスタックした車が相次いだ。</u> <u>雪害対策本部を設置。</u>	記載の追加
発生年月日	被 害 状 況																		
(略)	(略)																		
令和5年5月30日	竜巻発生。午後3時20分ごろ、以平町付近で発生し、農家2戸の畑でニンジン1.6ha、大豆1ha、デントコーン1haに被害。とから帯広空港午後3時25分発の航空機1便が出発を遅らせた。																		
<u>新規</u>	<u>新規</u>																		
発生年月日	被 害 状 況																		
(略)	(略)																		
令和5年5月30日	竜巻発生。午後3時20分ごろ、以平町付近で発生し、農家2戸の畑でニンジン1.6ha、大豆1ha、デントコーン1haに被害。とから帯広空港午後3時25分発の航空機1便が出発を遅らせた。																		
<u>令和7年2月3～4日</u>	<u>大雪害。発達した低気圧の影響により、4日9時までの12時間降雪量は帯広市街地で120cmとなり、国内の12時間降雪量の記録を更新。十勝管内各地でも記録的な大雪となった。</u> <u>積雪により、学校の屋内練習場や農業用ビニールハウス倒壊など物的被害22件、除雪時の転倒など人的被害7件、その他1件。また、高速道路1路線、国道4路線が通行止めとなり、JRや路線バスの運休、航空機の欠航など公共交通機関に支障が生じたほか、各地でスタックした車が相次いだ。</u> <u>雪害対策本部を設置。</u>																		

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考
P19	第3節 被害想定 (3) 帯広市の被害想定 (略) 帯広市洪水ハザードマップ The current map shows the city of Oshima with various flood hazard zones. A legend on the left indicates different levels of hazard (e.g., 100-year return period, 50-year return period). The map is titled '帯広市洪水ハザードマップ'.	第3節 被害想定 (3) 帯広市の被害想定 (略) 帯広市洪水ハザードマップ The revised map shows the city of Oshima with updated flood hazard zones. It includes a legend and a title box that says '帯広市洪水ハザードマップ' and '【市街地エリア】'. The map is more detailed than the current version, showing specific areas like '【農村エリア】' and '【水工物・河川施設等】'.	洪水ハザードマップ更新に伴う修正

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考																								
P43	第3章 防災組織 第3節 帯広市災害対策本部 6 本部の組織及び所掌事務 別表3 各部班の所掌事務 <table><tr><th>部名</th><th>班 名</th><th>所 掌 事 務</th></tr><tr><td rowspan="5">都市環境部</td><td>道路班</td><td>1 道路、河川、橋梁及び堤防等の保護及び応急対策に関すること。 2 市街地の浸水防止対策に関すること。 3 障害物の除去に関すること。 4 応急作業用車両等の確保及び応急資機材の調達、輸送に関すること。 5 治水計画の実施についての連絡調整に関すること。 6 災害復旧工事に関すること。 <u>7 その他特命事項に関すること。</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>公園緑地班</td><td>1 公園、緑地、<u>街路樹</u>の被害調査及び応急対策に関すること。 2 その他特命事項に関すること。</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	部名	班 名	所 掌 事 務	都市環境部	道路班	1 道路、河川、橋梁及び堤防等の保護及び応急対策に関すること。 2 市街地の浸水防止対策に関すること。 3 障害物の除去に関すること。 4 応急作業用車両等の確保及び応急資機材の調達、輸送に関すること。 5 治水計画の実施についての連絡調整に関すること。 6 災害復旧工事に関すること。 <u>7 その他特命事項に関すること。</u>	(略)	(略)	公園緑地班	1 公園、緑地、 <u>街路樹</u> の被害調査及び応急対策に関すること。 2 その他特命事項に関すること。	(略)	(略)	第3章 防災組織 第3節 帯広市災害対策本部 6 本部の組織及び所掌事務 別表3 各部班の所掌事務 <table><tr><th>部名</th><th>班 名</th><th>所 掌 事 務</th></tr><tr><td rowspan="5">都市環境部</td><td>道路班</td><td>1 道路、河川、橋梁及び堤防等の保護及び応急対策に関すること。 2 市街地の浸水防止対策に関すること。 3 障害物の除去に関すること。 4 応急作業用車両等の確保及び応急資機材の調達、輸送に関すること。 5 治水計画の実施についての連絡調整に関すること。 6 災害復旧工事に関すること。 <u>7 街路樹の被害調査及び応急対策に関すること。</u> 8 その他特命事項に関すること。</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>公園緑地班</td><td>1 公園、緑地_____の被害調査及び応急対策に関すること。 2 その他特命事項に関すること。</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	部名	班 名	所 掌 事 務	都市環境部	道路班	1 道路、河川、橋梁及び堤防等の保護及び応急対策に関すること。 2 市街地の浸水防止対策に関すること。 3 障害物の除去に関すること。 4 応急作業用車両等の確保及び応急資機材の調達、輸送に関すること。 5 治水計画の実施についての連絡調整に関すること。 6 災害復旧工事に関すること。 <u>7 街路樹の被害調査及び応急対策に関すること。</u> 8 その他特命事項に関すること。	(略)	(略)	公園緑地班	1 公園、緑地_____の被害調査及び応急対策に関すること。 2 その他特命事項に関すること。	(略)	(略)	所掌事務の修正
部名	班 名	所 掌 事 務																									
都市環境部	道路班	1 道路、河川、橋梁及び堤防等の保護及び応急対策に関すること。 2 市街地の浸水防止対策に関すること。 3 障害物の除去に関すること。 4 応急作業用車両等の確保及び応急資機材の調達、輸送に関すること。 5 治水計画の実施についての連絡調整に関すること。 6 災害復旧工事に関すること。 <u>7 その他特命事項に関すること。</u>																									
	(略)	(略)																									
	公園緑地班	1 公園、緑地、 <u>街路樹</u> の被害調査及び応急対策に関すること。 2 その他特命事項に関すること。																									
	(略)	(略)																									
	部名	班 名	所 掌 事 務																								
都市環境部	道路班	1 道路、河川、橋梁及び堤防等の保護及び応急対策に関すること。 2 市街地の浸水防止対策に関すること。 3 障害物の除去に関すること。 4 応急作業用車両等の確保及び応急資機材の調達、輸送に関すること。 5 治水計画の実施についての連絡調整に関すること。 6 災害復旧工事に関すること。 <u>7 街路樹の被害調査及び応急対策に関すること。</u> 8 その他特命事項に関すること。																									
	(略)	(略)																									
	公園緑地班	1 公園、緑地_____の被害調査及び応急対策に関すること。 2 その他特命事項に関すること。																									
	(略)	(略)																									

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考																																												
P46	第4節 気象業務に関する計画 2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報 (1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達 ア 種類及び発表基準 (ア) 気象等に関する特別警報 予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される _____。 (略)	第4節 気象業務に関する計画 2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報 (1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達 ア 種類及び発表基準 (ア) 気象等に関する特別警報 予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される <u>(一部の市町村は分割)</u> 。 (略)	気象のみの項目																																												
P47	(ウ) 気象注意報の種類 (発表基準は別表参照) <table><tr><td>風雪注意報</td><td>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。</u> _____</td></tr><tr><td>強風注意報</td><td>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td>大雨注意報</td><td>大雨により<u>災害</u> _____が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</td></tr><tr><td>大雪注意報</td><td>_____大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td>濃霧注意報</td><td>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 _____</td></tr><tr><td>雷注意報</td><td>落雷 _____により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</u></td></tr><tr><td>乾燥注意報</td><td>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>火災の危険</u>が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</td></tr><tr><td>なだれ注意報</td><td>「なだれ」により<u>災害</u>が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 _____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>着雪注意報</td><td>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>通信線や送電線、船体等への被害が起こる</u>おそれのあるときに発表される。</td></tr><tr><td>霜注意報</td><td>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>早霜や晩霜により農作物への被害が起こる</u>おそれのあるときに発表され</td></tr></table>	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。</u> _____	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雨注意報	大雨により <u>災害</u> _____が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	大雪注意報	_____大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 _____	雷注意報	落雷 _____により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</u>	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>火災の危険</u> が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	なだれ注意報	「なだれ」により <u>災害</u> が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 _____	_____	_____	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>通信線や送電線、船体等への被害が起こる</u> おそれのあるときに発表される。	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>早霜や晩霜により農作物への被害が起こる</u> おそれのあるときに発表され	(ウ) 気象注意報の種類 (発表基準は別表参照) <table><tr><td>風雪注意報</td><td>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし、「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。</u></td></tr><tr><td>強風注意報</td><td>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td>大雨注意報</td><td>大雨による<u>土砂災害や浸水害</u>が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。</u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</td></tr><tr><td>大雪注意報</td><td><u>降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など</u>、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td>濃霧注意報</td><td>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。</u></td></tr><tr><td>雷注意報</td><td>落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 _____</td></tr><tr><td>乾燥注意報</td><td>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>大気の乾燥により火災・延焼等が発生する</u>危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</td></tr><tr><td>なだれ注意報</td><td>「なだれ」により<u>災害</u>が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</u></td></tr><tr><td><u>着氷注意報</u></td><td><u>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・水没等の被害が発生するおそれのあるときに発表される。</u></td></tr><tr><td>着雪注意報</td><td>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する (気温0℃付近で発生しやすい)</u> おそれのあるときに発表される。</td></tr><tr><td>霜注意報</td><td>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が</u></td></tr></table>	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし、「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。</u>	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雨注意報	大雨による <u>土砂災害や浸水害</u> が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。</u> ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	大雪注意報	<u>降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など</u> 、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。</u>	雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 _____	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>大気の乾燥により火災・延焼等が発生する</u> 危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	なだれ注意報	「なだれ」により <u>災害</u> が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</u>	<u>着氷注意報</u>	<u>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・水没等の被害が発生するおそれのあるときに発表される。</u>	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する (気温0℃付近で発生しやすい)</u> おそれのあるときに発表される。	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が</u>	現況に即して修正 気象庁 HP「気象等の注意報の種類と内容」との整合を図る修正
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。</u> _____																																														
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																														
大雨注意報	大雨により <u>災害</u> _____が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。																																														
大雪注意報	_____大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																														
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 _____																																														
雷注意報	落雷 _____により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</u>																																														
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>火災の危険</u> が大きい気象条件を予想した場合に発表される。																																														
なだれ注意報	「なだれ」により <u>災害</u> が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 _____																																														
_____	_____																																														
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>通信線や送電線、船体等への被害が起こる</u> おそれのあるときに発表される。																																														
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>早霜や晩霜により農作物への被害が起こる</u> おそれのあるときに発表され																																														
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし、「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。</u>																																														
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																														
大雨注意報	大雨による <u>土砂災害や浸水害</u> が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。</u> ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。																																														
大雪注意報	<u>降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など</u> 、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																														
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。</u>																																														
雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 _____																																														
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>大気の乾燥により火災・延焼等が発生する</u> 危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。																																														
なだれ注意報	「なだれ」により <u>災害</u> が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</u>																																														
<u>着氷注意報</u>	<u>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・水没等の被害が発生するおそれのあるときに発表される。</u>																																														
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する (気温0℃付近で発生しやすい)</u> おそれのあるときに発表される。																																														
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が</u>																																														
P47																																															

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考												
P50	<table><tr><td></td><td>る。</td></tr><tr><td>低温注意報</td><td>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、<u>冬季の水道管</u>凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。</td></tr><tr><td>融雪注意報</td><td>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>浸水害</u>、<u>土砂災害等の災害</u>が発生するおそれがあるときに発表される。</td></tr></table>		る。	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、 <u>冬季の水道管</u> 凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>浸水害</u> 、 <u>土砂災害等の災害</u> が発生するおそれがあるときに発表される。	<table><tr><td></td><td><u>発生する</u>おそれのあるときに発表される。</td></tr><tr><td>低温注意報</td><td>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、<u>水道管</u>の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるときに発表される。</td></tr><tr><td>融雪注意報</td><td>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>積雪が融解することによる</u>土砂災害や<u>浸水害</u>が発生するおそれがあるときに発表される。</td></tr></table>		<u>発生する</u> おそれのあるときに発表される。	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、 <u>水道管</u> の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるときに発表される。	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>積雪が融解することによる</u> 土砂災害や <u>浸水害</u> が発生するおそれがあるときに発表される。	気象庁 HP「気象等の注意報の種類と内容」との整合を図る修正
		る。													
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、 <u>冬季の水道管</u> 凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。														
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>浸水害</u> 、 <u>土砂災害等の災害</u> が発生するおそれがあるときに発表される。														
	<u>発生する</u> おそれのあるときに発表される。														
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、 <u>水道管</u> の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるときに発表される。														
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>積雪が融解することによる</u> 土砂災害や <u>浸水害</u> が発生するおそれがあるときに発表される。														
イ 伝達	次の系統により伝達される	イ 伝達 次の系統により伝達される	現況に即した修正(道の計画に準拠した修正)												
	帯広測候所及び釧路地方気象台 水防活動用及び土砂災害警戒情報は十勝総合振興局（建設管理部）と共同 指定河川洪水予報は帯広開発建設部と共同 (指定河川洪水予報除く)北海道開発局 開発建設部 (指定河川洪水予報除く)海上保安官署 自衛隊 北海道警察 北海道 (危機対策課) 十勝総合振興局 消防庁 (特別警報・警報のみ)NTT東日本 (五反田センター) NHK放送局 報道機関 (指定河川洪水予報除く)北海道運輸局 (指定河川洪水予報除く)北海道電力 ネットワーク 船舶 帯広市 一般住民 (対策通報)	帯広測候所及び釧路地方気象台 水防活動用及び土砂災害警戒情報は十勝総合振興局（建設管理部）と共同 指定河川洪水予報は帯広開発建設部と共同 (指定河川洪水予報除く)北海道開発局 開発建設部 (指定河川洪水予報除く)海上保安官署 自衛隊 北海道警察 北海道 (危機対策課) 十勝総合振興局 消防庁 (特別警報・警報のみ)NTT東日本 (五反田センター) NHK放送局 報道機関 (指定河川洪水予報除く)北海道運輸局 (指定河川洪水予報除く)北海道電力 ネットワーク 船舶 帯広市 一般住民 削除													
	※ 注 (二重線)で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先 (太線)は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知の措置が義務付けられている伝達 は放送・無線 ・「気象等に関する特別警報」が発表された場合、気象庁から携帯電話事業者を介して携帯電話ユーザーに「緊急速報メール」が配信	※ 注 (二重線)で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先 (太線)は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知の措置が義務付けられている伝達 は放送・無線 ・「気象等に関する特別警報」が発表された場合、気象庁から携帯電話事業者を介して携帯電話ユーザーに「緊急速報メール」が配信													

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁

P51

(3) 気象情報等

イ 地方気象情報、府県気象情報
気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報。
ウ 台風に関する気象情報
北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

オ 竜巻注意情報
積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

P53

別表

警報発表基準

警 報 名		基 準	
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	13
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	140
洪水		流域雨量指数基準	帯広川流域＝21.2、売買川流域＝13.7、機関庫の川流域＝4.5、ヌップク川流域＝6.9、戸蔭別川流域＝24.8、ウツベツ川流域＝7.7 新帯広川流域＝2.8、柏林台川流域＝5.4
		複合基準	十勝川流域＝ (6、55.3)
		指定河川洪水予報による基準	十勝川〔共栄橋・帯広〕、札内川〔第二大川橋〕
暴風	平均風速	20m／ s	
暴風雪	平均風速	18m／ s 雪による視程障害を伴う	
大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 40 c m	

修正案 (令和7年2月)

(3) 気象情報等

イ 地方気象情報、府県気象情報
気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される情報。
ウ 台風に関する気象情報
北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表される情報。

オ 竜巻注意情報
積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表される情報。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨が発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

別表

警報発表基準

警 報 名		基 準	
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	13
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	135
洪水		流域雨量指数基準	帯広川流域＝21.2、売買川流域＝13.7、機関庫の川流域＝4.5、ヌップク川流域＝6.9、戸蔭別川流域＝24.8、ウツベツ川流域＝7.7 新帯広川流域＝2.8、柏林台川流域＝5.4、第二柏林台川流域＝4.3、伏古別川流域＝3.4、途別川流域＝15.1
		複合基準	十勝川流域＝ (6、55.3)
		指定河川洪水予報による基準	十勝川〔共栄橋・帯広〕、札内川〔第二大川橋〕
暴風	平均風速	20m／ s	
暴風雪	平均風速	18m／ s 雪による視程障害を伴う	
大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 40 c m	

備考

字句の修正

気象庁の基準の変更に伴う修正

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考																																																																																																						
P53	注意報発表基準 <table><tr><th>注 意 報 名</th><th colspan="2">基 準</th></tr><tr><td rowspan="2">大雨</td><td>表面雨量指数基準</td><td>8</td></tr><tr><td>土壌雨量指数基準</td><td>86</td></tr><tr><td rowspan="4">洪水</td><td>流域雨量指数基準</td><td>帯広川流域＝16.9、売買川流域＝10.9、機関庫の川流域＝3.7、ヌップク川流域＝5.5、戸蔦別川流域＝19.8、ウツベツ川流域＝6.1、新帯広川流域＝2.1、柏林台川流域＝4.3</td></tr><tr><td>複合基準</td><td>ウツベツ川流域＝（5、6.1） 十勝川流域＝（5、46.3）</td></tr><tr><td>指定河川洪水予報による基準</td><td>十勝川〔共栄橋・帯広〕、 札内川〔第二大川橋〕</td></tr><tr><td>強風</td><td>平均風速</td><td>12m／s</td></tr><tr><td>風雪</td><td>平均風速</td><td>10m／s 雪による視程障害を伴う</td></tr><tr><td>大雪</td><td>降雪の深さ</td><td>12 時間降雪の深さ 25 c m</td></tr><tr><td>雷</td><td colspan="2">落雷等により被害が予想される場合</td></tr><tr><td>融雪</td><td colspan="2">60mm以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計</td></tr><tr><td>濃霧</td><td>視程</td><td>200m</td></tr><tr><td>乾 燥</td><td colspan="2">最小湿度 30% 実効湿度 60%</td></tr><tr><td>なだれ</td><td colspan="2">①24 時間の降雪の深さ 30 c m以上 ②積雪の深さ 50 c m以上で日平均気温 5℃以上</td></tr><tr><td>低 温</td><td colspan="2">4・5・10 月：（最低気温） 平年より 5℃以上低い 11～3 月 ：（最低気温） 平年より 8℃以上低い 6～9 月 ：（平均気温） 平年より 4℃以上低い日が 2 日以上継続</td></tr><tr><td>霜</td><td colspan="2">最低気温 3℃以下</td></tr><tr><td>着雪</td><td colspan="2">気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続</td></tr><tr><td>記録的短時間大雨情報</td><td>1 時間雨量</td><td>90mm</td></tr></table>	注 意 報 名	基 準		大雨	表面雨量指数基準	8	土壌雨量指数基準	86	洪水	流域雨量指数基準	帯広川流域＝16.9、売買川流域＝10.9、機関庫の川流域＝3.7、ヌップク川流域＝5.5、戸蔦別川流域＝19.8、ウツベツ川流域＝6.1、新帯広川流域＝2.1、柏林台川流域＝4.3	複合基準	ウツベツ川流域＝（5、6.1） 十勝川流域＝（5、46.3）	指定河川洪水予報による基準	十勝川〔共栄橋・帯広〕、 札内川〔第二大川橋〕	強風	平均風速	12m／s	風雪	平均風速	10m／s 雪による視程障害を伴う	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 25 c m	雷	落雷等により被害が予想される場合		融雪	60mm以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		濃霧	視程	200m	乾 燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%		なだれ	①24 時間の降雪の深さ 30 c m以上 ②積雪の深さ 50 c m以上で日平均気温 5℃以上		低 温	4・5・10 月：（最低気温） 平年より 5℃以上低い 11～3 月 ：（最低気温） 平年より 8℃以上低い 6～9 月 ：（平均気温） 平年より 4℃以上低い日が 2 日以上継続		霜	最低気温 3℃以下		着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	90mm	注意報発表基準 <table><tr><th>注 意 報 名</th><th colspan="2">基 準</th></tr><tr><td rowspan="2">大雨</td><td>表面雨量指数基準</td><td>8</td></tr><tr><td>土壌雨量指数基準</td><td>91</td></tr><tr><td rowspan="4">洪水</td><td>流域雨量指数基準</td><td>帯広川流域＝16.9、売買川流域＝10.9、機関庫の川流域＝3.7、ヌップク川流域＝5.5、戸蔦別川流域＝19.8、ウツベツ川流域＝6.1、新帯広川流域＝2.1、柏林台川流域＝4.3、<u>第二柏林台川流域＝3.5、伏古別川流域＝2.6、途別川流域＝12</u></td></tr><tr><td>複合基準</td><td>ウツベツ川流域＝（5、6.1） 十勝川流域＝（5、46.3）</td></tr><tr><td>指定河川洪水予報による基準</td><td>十勝川〔共栄橋・帯広〕、 札内川〔第二大川橋〕</td></tr><tr><td>強風</td><td>平均風速</td><td>12m／s</td></tr><tr><td>風雪</td><td>平均風速</td><td>10m／s 雪による視程障害を伴う</td></tr><tr><td>大雪</td><td>降雪の深さ</td><td>12 時間降雪の深さ 25 c m</td></tr><tr><td>雷</td><td colspan="2">落雷等により被害が予想される場合</td></tr><tr><td>融雪</td><td colspan="2">60mm以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計</td></tr><tr><td>濃霧</td><td>視程</td><td>200m</td></tr><tr><td>乾 燥</td><td colspan="2">最小湿度 30% 実効湿度 60%</td></tr><tr><td>なだれ</td><td colspan="2">①24 時間の降雪の深さ 30 c m以上 ②積雪の深さ 50 c m以上で日平均気温 5℃以上</td></tr><tr><td>低 温</td><td colspan="2">4・5・10 月：（最低気温） 平年より 5℃以上低い 11～3 月 ：（最低気温） 平年より 8℃以上低い 6～9 月 ：（平均気温） 平年より 4℃以上低い日が 2 日以上継続</td></tr><tr><td>霜</td><td colspan="2">最低気温 3℃以下</td></tr><tr><td>着雪</td><td colspan="2">気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続</td></tr><tr><td>記録的短時間大雨情報</td><td>1 時間雨量</td><td>90mm</td></tr></table>	注 意 報 名	基 準		大雨	表面雨量指数基準	8	土壌雨量指数基準	91	洪水	流域雨量指数基準	帯広川流域＝16.9、売買川流域＝10.9、機関庫の川流域＝3.7、ヌップク川流域＝5.5、戸蔦別川流域＝19.8、ウツベツ川流域＝6.1、新帯広川流域＝2.1、柏林台川流域＝4.3、 <u>第二柏林台川流域＝3.5、伏古別川流域＝2.6、途別川流域＝12</u>	複合基準	ウツベツ川流域＝（5、6.1） 十勝川流域＝（5、46.3）	指定河川洪水予報による基準	十勝川〔共栄橋・帯広〕、 札内川〔第二大川橋〕	強風	平均風速	12m／s	風雪	平均風速	10m／s 雪による視程障害を伴う	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 25 c m	雷	落雷等により被害が予想される場合		融雪	60mm以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		濃霧	視程	200m	乾 燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%		なだれ	①24 時間の降雪の深さ 30 c m以上 ②積雪の深さ 50 c m以上で日平均気温 5℃以上		低 温	4・5・10 月：（最低気温） 平年より 5℃以上低い 11～3 月 ：（最低気温） 平年より 8℃以上低い 6～9 月 ：（平均気温） 平年より 4℃以上低い日が 2 日以上継続		霜	最低気温 3℃以下		着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	90mm	気象庁の基準の変更に伴う修正
注 意 報 名	基 準																																																																																																								
大雨	表面雨量指数基準	8																																																																																																							
	土壌雨量指数基準	86																																																																																																							
洪水	流域雨量指数基準	帯広川流域＝16.9、売買川流域＝10.9、機関庫の川流域＝3.7、ヌップク川流域＝5.5、戸蔦別川流域＝19.8、ウツベツ川流域＝6.1、新帯広川流域＝2.1、柏林台川流域＝4.3																																																																																																							
	複合基準	ウツベツ川流域＝（5、6.1） 十勝川流域＝（5、46.3）																																																																																																							
	指定河川洪水予報による基準	十勝川〔共栄橋・帯広〕、 札内川〔第二大川橋〕																																																																																																							
	強風	平均風速	12m／s																																																																																																						
風雪	平均風速	10m／s 雪による視程障害を伴う																																																																																																							
大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 25 c m																																																																																																							
雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																																																								
融雪	60mm以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計																																																																																																								
濃霧	視程	200m																																																																																																							
乾 燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%																																																																																																								
なだれ	①24 時間の降雪の深さ 30 c m以上 ②積雪の深さ 50 c m以上で日平均気温 5℃以上																																																																																																								
低 温	4・5・10 月：（最低気温） 平年より 5℃以上低い 11～3 月 ：（最低気温） 平年より 8℃以上低い 6～9 月 ：（平均気温） 平年より 4℃以上低い日が 2 日以上継続																																																																																																								
霜	最低気温 3℃以下																																																																																																								
着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続																																																																																																								
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	90mm																																																																																																							
注 意 報 名	基 準																																																																																																								
大雨	表面雨量指数基準	8																																																																																																							
	土壌雨量指数基準	91																																																																																																							
洪水	流域雨量指数基準	帯広川流域＝16.9、売買川流域＝10.9、機関庫の川流域＝3.7、ヌップク川流域＝5.5、戸蔦別川流域＝19.8、ウツベツ川流域＝6.1、新帯広川流域＝2.1、柏林台川流域＝4.3、 <u>第二柏林台川流域＝3.5、伏古別川流域＝2.6、途別川流域＝12</u>																																																																																																							
	複合基準	ウツベツ川流域＝（5、6.1） 十勝川流域＝（5、46.3）																																																																																																							
	指定河川洪水予報による基準	十勝川〔共栄橋・帯広〕、 札内川〔第二大川橋〕																																																																																																							
	強風	平均風速	12m／s																																																																																																						
風雪	平均風速	10m／s 雪による視程障害を伴う																																																																																																							
大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 25 c m																																																																																																							
雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																																																								
融雪	60mm以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計																																																																																																								
濃霧	視程	200m																																																																																																							
乾 燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%																																																																																																								
なだれ	①24 時間の降雪の深さ 30 c m以上 ②積雪の深さ 50 c m以上で日平均気温 5℃以上																																																																																																								
低 温	4・5・10 月：（最低気温） 平年より 5℃以上低い 11～3 月 ：（最低気温） 平年より 8℃以上低い 6～9 月 ：（平均気温） 平年より 4℃以上低い日が 2 日以上継続																																																																																																								
霜	最低気温 3℃以下																																																																																																								
着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続																																																																																																								
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	90mm																																																																																																							

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考
P55	第4章 災害予防計画 第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 (略) 2 配慮すべき事項 ア 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における市民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。 イ 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等の<u>災害時要援護者</u>に十分配慮し、地域において<u>災害時要援護者</u>を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう _____ 努めるものとする。 また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。	第4章 災害予防計画 第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 (略) 2 配慮すべき事項 ア 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における市民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。 イ 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等の<u>要配慮者</u>に十分配慮し、地域において<u>要配慮者</u>を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、<u>女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努めるものとする。</u> また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。	おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正 男女共同参画の観点を明記
P57	第2節 自主防災組織の育成等に関する計画 大規模災害時には、住民の避難行動による混乱、同時多発的火災の発生等、さまざまな状況が予想される。 このため、行政の対応には自ずと限界があり、災害時の被害の軽減を図るためには、地域住民による自主的な防災活動、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等、地域住民による組織的な防災活動が極めて重要な役割を果たすものである。 特に、乳幼児、障害者、高齢者等の<u>災害時要援護者</u>の安全確認、保護は緊急性を要することから、地域住民の協力、援助が不可欠である。 このことを踏まえ、「自分たちのまち、地域は自分たちで守る」という自発的防災意識の高揚を図る機会として、また、地域住民との連携による災害時の円滑な応急活動を実施するため、町内会等の組織を生かした自主防災組織づくり、育成を推進するものとする。その際、女性の参画を促進するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。 1 地域住民による自主防災組織 市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団や事業所等と連携を行い、初期活動や救出・救護活動をはじめ、<u>災害時要援護者</u>の避難の誘導等防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るものとする。 (略) 3 自主防災組織の編成 自主防災組織の活動を効果的に行うためには、既存の町内会組織を基本とした組織が重要であり、その組織の中で役割分担を明確にすることが必要であることから、基本的な組織編成として、別表のような編成例を掲げたところである。 なお、組織の編成にあたっては、民生委員と防災福祉班（町内会福祉部等の構成）が協力し、<u>災害時要援護者</u>に対する安全確保、避難誘導等に対応するよう努めるものとする。 4 組織の活動 (1) 平常時の活動 (略)	第2節 自主防災組織の育成等に関する計画 大規模災害時には、住民の避難行動による混乱、同時多発的火災の発生等、さまざまな状況が予想される。 このため、行政の対応には自ずと限界があり、災害時の被害の軽減を図るためには、地域住民による自主的な防災活動、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等、地域住民による組織的な防災活動が極めて重要な役割を果たすものである。 特に、乳幼児、障害者、高齢者等の<u>要配慮者</u>の安全確認、保護は緊急性を要することから、地域住民の協力、援助が不可欠である。 このことを踏まえ、「自分たちのまち、地域は自分たちで守る」という自発的防災意識の高揚を図る機会として、また、地域住民との連携による災害時の円滑な応急活動を実施するため、町内会等の組織を生かした自主防災組織づくり、育成を推進するものとする。その際、女性の参画を促進するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。 1 地域住民による自主防災組織 市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団や事業所等と連携を行い、初期活動や救出・救護活動をはじめ、<u>要配慮者</u>の避難の誘導等防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るものとする。 (略) 3 自主防災組織の編成 自主防災組織の活動を効果的に行うためには、既存の町内会組織を基本とした組織が重要であり、その組織の中で役割分担を明確にすることが必要であることから、基本的な組織編成として、別表のような編成例を掲げたところである。 なお、組織の編成にあたっては、民生委員と防災福祉班（町内会福祉部等の構成）が協力し、<u>要配慮者</u>に対する安全確保、避難誘導等に対応するよう努めるものとする。 4 組織の活動 (1) 平常時の活動 (略)	おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正
P58	イ 防災訓練の実施 (略) _____ (エ) 救出救護訓練 家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の	イ 防災訓練の実施 (略) (エ) <u>避難所開設・運営訓練</u> <u>指定避難所の開設及び地域住民による自主的な運営を行う訓練を実施する。</u> (オ) 救出救護訓練 家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の	訓練の例示を追加

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考																																							
P58	方法等を習得する訓練 (オ) 図上訓練 一定の区域内における図面を活用して、想定される被害に対し、地域の防災上の弱点を見出し、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地域住民の立場に立った図上による訓練 (略) エ 自力で避難することが困難な災害時要援護者の状況を把握するとともに、災害時の支援体制づくりを行うこと。 (略)	方法等を習得する訓練 (カ) 図上訓練 一定の区域内における図面を活用して、想定される被害に対し、地域の防災上の弱点を見出し、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地域住民の立場に立った図上による訓練 (略) エ 自力で避難することが困難な避難行動要支援者の状況を把握するとともに、災害時の支援体制づくりを行うこと。 (略)	おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正																																							
P59	(3) 災害時要援護者の援護活動 災害時には、災害時要援護者の安否確認、避難所への避難誘導を行うとともに、必要に応じて福祉避難所や病院等へ移送するものとする。 (略)	(3) 要配慮者の援護活動 災害時には、要配慮者の安否確認、避難所への避難誘導を行うとともに、必要に応じて福祉避難所や病院等へ移送するものとする。 (略)																																								
P60	組織編制例 (略) (4) 防災福祉班……………①町内会福祉部等で構成する。 ②町内における障害者、独居老人の安否確認、安全確保にあたりとともに民生委員と連携をとる。 ③防災推進班と連携して障害者、独居老人等の災害時要援護者の避難誘導にあたりとともに、状況に応じてボランティア等の要請を行う。 ④日常活動として、障害者及び独居老人等の防災対策を検討し、町内住民に啓発する。	組織編制例 (略) (4) 防災福祉班……………①町内会福祉部等で構成する。 ②町内における障害者、独居老人の安否確認、安全確保にあたりとともに民生委員と連携をとる。 ③防災推進班と連携して障害者、独居老人等の要配慮者の避難誘導にあたりとともに、状況に応じてボランティア等の要請を行う。 ④日常活動として、障害者及び独居老人等の防災対策を検討し、町内住民に啓発する。																																								
P61	第3節 防災訓練計画 1 訓練実施機関 訓練は、帯広市防災会議の構成機関の長、公共的団体の長、防災上重要な施設の管理者等、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、もしくは実施し、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。 また、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、災害時要援護者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討するものとする。	第3節 防災訓練計画 1 訓練実施機関 訓練は、帯広市防災会議の構成機関の長、公共的団体の長、防災上重要な施設の管理者等、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、もしくは実施し、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。 また、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討するものとする。	おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正																																							
P62	2 訓練の種別 (略) (8) その他災害に関する訓練 3 市及び防災会議が実施する訓練 <table><tr><th>区 分</th><th>時 期</th><th>実施場所</th><th>実 施 方 法</th><th>所 管</th></tr><tr><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (略)	区 分		時 期	実施場所	実 施 方 法	所 管	(略)																				2 訓練の種別 (略) (8) 応援・受援訓練 (9) その他災害に関する訓練 3 市及び防災会議が実施する訓練 <table><tr><th>区 分</th><th>時 期</th><th>実施場所</th><th>実 施 方 法</th><th>所 管</th></tr><tr><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td>応援・受援訓練</td><td>適 時</td><td>その都度</td><td>図上又は実施訓練</td><td>防災会議 帯広市 消防機関</td></tr></table> (略)	区 分	時 期	実施場所	実 施 方 法	所 管	(略)					応援・受援訓練	適 時	その都度	図上又は実施訓練
区 分	時 期	実施場所	実 施 方 法	所 管																																						
(略)																																										
区 分	時 期	実施場所	実 施 方 法	所 管																																						
(略)																																										
応援・受援訓練	適 時	その都度	図上又は実施訓練	防災会議 帯広市 消防機関																																						

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考
P62	4 民間団体等との連携 市及び防災関係機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、ボランティア及び<u>災害時要援護者</u>を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。	4 民間団体等との連携 市及び防災関係機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、ボランティア及び<u>要配慮者</u>を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。	おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正
P63	第4節 <u>災害時要援護者対策計画</u> 災害時における<u>災害時要援護者</u>の安全の確保に関する計画は、次のとおりである。 1 安全対策 災害時には、特に高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、市及び社会福祉施設等の管理者は、これら<u>災害時要援護者</u>の安全の確保を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から<u>災害時要援護者</u>の実態把握、緊急連絡体制及び避難誘導等の防災体制の整備に努めるものとする。 (1) 市の対策 市は、防災担当部や福祉担当部をはじめとする関係部の連携の下、平常時から<u>災害時要援護者</u>に関する情報を把握し、<u>避難支援計画</u>や<u>災害時要援護者名簿</u>の作成・定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用で支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報<u> </u>の適切な管理に努めるものとする。 また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から<u>災害時要援護者</u>と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障害者団体等の福祉関係者と協力して、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。 なお、市では災害に対する<u>災害時要援護者</u>への配慮について定めた「<u>帯広市災害時要援護者避難支援計画</u>(平成22年2月22日)」(<u>以下「おびひろ避難支援プラン」という。</u>)に基づく支援体制の確立を進める。 <u>(新設)</u> <u>ア 災害時要援護者対象者台帳</u>(以下「<u>要援護者台帳</u>」という。)の作成。 <u>要援護者台帳</u>作成にあたっては、次の項目について定めるものとする。 (ア) <u>要援護者台帳</u>に記載する者の範囲 ① <u>「ひとり暮らし高齢者」に登録されている方</u> ② <u>身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が1級又は2級の方</u> ③ <u>介護保険法に基づき要介護認定結果が要介護3、4又は5と判定された方</u> ④ <u>療育手帳の交付を受けている方</u> ⑤ <u>精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方</u> ⑥ <u>指定難病等の特定医療費受給者証の交付を受けている方</u>	第4節 <u>避難行動要支援者対策計画</u> 災害時における<u>避難行動要支援者</u>の安全の確保に関する計画は、次のとおりである。 1 安全対策 災害時には、特に高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、市及び社会福祉施設等の管理者は、これら<u>要配慮者</u>の安全の確保を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から<u>要配慮者</u>の実態把握、緊急連絡体制及び避難誘導等の防災体制の整備に努めるものとする。 (1) 市の対策 市は、防災担当部や福祉担当部をはじめとする関係部の連携の下、平常時から<u>避難行動要支援者</u>に関する情報を把握し、<u>個別計画</u>及び<u>避難行動要支援者名簿</u>の作成・定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用で支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報<u>及び個別計画情報</u>の適切な管理に努めるものとする。 また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から<u>避難行動要支援者</u>と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障害者団体等の福祉関係者と協力して、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。 なお、市では災害に対する<u>避難行動要支援者</u>への配慮について定めた「<u>おびひろ避難支援プラン</u>(平成22年2月22日)」<u> </u>に基づく支援体制の確立を進める。 <u>ア 個別計画の作成</u> 市は、防災や福祉などの関係する部署のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別計画については、<u>避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用で支障が生じないよう、個別計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u> <u>イ 避難行動要支援者名簿</u>(以下「<u>要支援者名簿</u>」という。)の作成。 <u>要支援者名簿</u>作成にあたっては、次の項目について定めるものとする。 (ア) <u>要支援者名簿</u>に記載する者の範囲 ① <u>要介護認定3以上の方</u> ② <u>視覚・聴覚障害1級、2級の方</u> ③ <u>上肢・下肢・体幹機能障害1級 又は 呼吸器機能障害1級の方</u> ④ <u>療育手帳Aを所持する方</u> ⑤ <u>精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方</u> ⑥ <u>指定難病患者のうち、以下に該当する方</u> <u>在宅人工呼吸器使用患者、酸素濃縮器使用患者、訪問支援対象疾患患者</u> ただし、訪問支援対象疾患患者については、以下のいずれかに該当する方	おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正 道のチェックリストによる修正（道の計画に準拠した修正） おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考
P63	⑦ その他、避難支援が必要と認められる方 (イ) <u>要援護者台帳</u>作成の記載事項 ① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所又は居所 ⑤ 電話番号その他の連絡先 ⑥ 避難支援等を必要とする理由 ⑦ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 (ウ) <u>要援護者台帳</u>作成に必要な個人情報の入手方法 ① 介護高齢福祉課 要介護認定者情報、<u>「ひとり暮らし高齢者」登録情報</u> ② 障害福祉課 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳所有者情報 ③ 戸籍住民課 転居等情報 ④ 北海道知事その他の者 <u>要援護者台帳</u>作成に必要があると認められる情報 (エ) <u>要援護者台帳</u>等の更新に関する事項 市は、関係部署からの情報のほか、地域支援者からの情報を基に、<u>要援護者台帳</u>等の更新を行い、<u>少なくとも年1回</u>情報共有先に提供する。 <u>イ</u> 平常時における<u>要援護者台帳</u>情報の提供 平常時における<u>要援護者台帳</u>情報の提供については、<u>要援護者台帳</u>に記載されている者のうち、<u>災害時要援護者</u>の同意を得ている者の<u>要援護者台帳</u>情報とし、市関係部局以外は<u>「おびひろ避難支援プラン」による個別計画作成協議会の構成員</u>とする。 (ア) 消防機関(消防署、消防団)、<u>_____</u> (イ) 民生委員・児童委員 (ウ) 社会福祉協議会 (エ) 地域包括支援センター (オ) 連合町内会、単位町内会 <u>_____</u> <u>_____</u> (カ) その他、<u>災害時要援護者</u>支援等に携わる団体等 <u>ウ</u> <u>要援護者台帳</u>情報を提供する場合の配慮 <u>要援護者台帳</u>の漏えい防止のため、必要な措置を<u>要援護者台帳</u>情報の提供先に求め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講ずるものとする。 <u>エ</u> <u>災害時要援護者</u>に対しては、地域ぐるみの協力のもとに、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。 <u>オ</u> <u>災害時要援護者</u>に対する避難誘導等の方法について、あらかじめ定めるものとし、避難所や避難路の選定にあたっては、地域の<u>災害時要援護者</u>の実態に合わせて利便性や安全性を十分配慮する。 また、避難支援等関係者の安全確保についても配慮する。 <u>カ</u> <u>災害時要援護者</u>が自らの対応能力を高めるために、<u>災害時要援護者</u>の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。 <u>キ</u> <u>災害時要援護者</u>が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う避難所(以下「福	<u>・ADL(日常生活動作)全介助または一部介助を必要とし、本人・家族共に災害認知・避難行動が困難な方</u> <u>・ADL自立または一部介助の方中、独居または、1日の大半を1人で過ごす方(避難時に配慮が必要な方)</u> ⑦ その他、避難支援が必要と認められる方 (イ) <u>要支援者名簿</u>作成の記載事項 ① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所又は居所 ⑤ 電話番号その他の連絡先 ⑥ 避難支援等を必要とする理由 ⑦ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 (ウ) <u>要支援者名簿</u>作成に必要な個人情報の入手方法 ① 介護高齢福祉課 要介護認定者情報<u>_____</u> ② 障害福祉課 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳所有者情報 ③ 戸籍住民課 転居等情報 ④ 北海道知事その他の者 <u>要支援者名簿</u>作成に必要があると認められる情報 (エ) <u>要支援者名簿</u>等の更新に関する事項 市は、関係部署からの情報のほか、地域支援者からの情報を基に、<u>要支援者名簿</u>等の更新を行い、<u>適宜</u>情報共有先に提供する。 <u>ウ</u> 平常時における<u>要支援者名簿</u>情報の提供 平常時における<u>要支援者名簿</u>情報の提供については、<u>要支援者名簿</u>に記載されている者のうち、<u>避難行動要支援者</u>の同意を得ている者の<u>要支援者名簿</u>情報とし、市関係部局以外は<u>避難支援等関係者へ情報提供を行うこと</u>とする。 (ア) 消防機関(消防署、消防団)、<u>警察</u> (イ) 民生委員・児童委員 (ウ) 社会福祉協議会 (エ) 地域包括支援センター (オ) 連合町内会、単位町内会 (カ) <u>自主防災組織</u> (キ) <u>個別計画作成協議会</u> (ク) <u>福祉事業所、福祉専門職</u> (ケ) その他、<u>避難行動要支援者</u>支援等に携わる団体等 <u>エ</u> <u>要支援者名簿</u>情報を提供する場合の配慮 <u>要支援者名簿</u>の漏えい防止のため、必要な措置を<u>要支援者名簿</u>情報の提供先に求め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講ずるものとする。 <u>オ</u> <u>避難行動要支援者</u>に対しては、地域ぐるみの協力のもとに、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。 <u>カ</u> <u>避難行動要支援者</u>に対する避難誘導等の方法について、あらかじめ定めるものとし、避難所や避難路の選定にあたっては、地域の<u>避難行動要支援者</u>の実態に合わせて利便性や安全性を十分配慮する。 また、避難支援等関係者の安全確保についても配慮する。 <u>キ</u> <u>避難行動要支援者</u>が自らの対応能力を高めるために、<u>避難行動要支援者</u>の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。 <u>ク</u> <u>避難行動要支援者</u>が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う避難所(以下「福	おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正
P64	市は、関係部署からの情報のほか、地域支援者からの情報を基に、<u>要援護者台帳</u>等の更新を行い、<u>少なくとも年1回</u>情報共有先に提供する。 <u>イ</u> 平常時における<u>要援護者台帳</u>情報の提供 平常時における<u>要援護者台帳</u>情報の提供については、<u>要援護者台帳</u>に記載されている者のうち、<u>災害時要援護者</u>の同意を得ている者の<u>要援護者台帳</u>情報とし、市関係部局以外は<u>「おびひろ避難支援プラン」による個別計画作成協議会の構成員</u>とする。 (ア) 消防機関(消防署、消防団)、<u>_____</u> (イ) 民生委員・児童委員 (ウ) 社会福祉協議会 (エ) 地域包括支援センター (オ) 連合町内会、単位町内会 <u>_____</u> <u>_____</u> (カ) その他、<u>災害時要援護者</u>支援等に携わる団体等 <u>ウ</u> <u>要援護者台帳</u>情報を提供する場合の配慮 <u>要援護者台帳</u>の漏えい防止のため、必要な措置を<u>要援護者台帳</u>情報の提供先に求め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講ずるものとする。 <u>エ</u> <u>災害時要援護者</u>に対しては、地域ぐるみの協力のもとに、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。 <u>オ</u> <u>災害時要援護者</u>に対する避難誘導等の方法について、あらかじめ定めるものとし、避難所や避難路の選定にあたっては、地域の<u>災害時要援護者</u>の実態に合わせて利便性や安全性を十分配慮する。 また、避難支援等関係者の安全確保についても配慮する。 <u>カ</u> <u>災害時要援護者</u>が自らの対応能力を高めるために、<u>災害時要援護者</u>の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。 <u>キ</u> <u>災害時要援護者</u>が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う避難所(以下「福	市は、関係部署からの情報のほか、地域支援者からの情報を基に、<u>要支援者名簿</u>等の更新を行い、<u>適宜</u>情報共有先に提供する。 <u>ウ</u> 平常時における<u>要支援者名簿</u>情報の提供 平常時における<u>要支援者名簿</u>情報の提供については、<u>要支援者名簿</u>に記載されている者のうち、<u>避難行動要支援者</u>の同意を得ている者の<u>要支援者名簿</u>情報とし、市関係部局以外は<u>避難支援等関係者へ情報提供を行うこと</u>とする。 (ア) 消防機関(消防署、消防団)、<u>警察</u> (イ) 民生委員・児童委員 (ウ) 社会福祉協議会 (エ) 地域包括支援センター (オ) 連合町内会、単位町内会 (カ) <u>自主防災組織</u> (キ) <u>個別計画作成協議会</u> (ク) <u>福祉事業所、福祉専門職</u> (ケ) その他、<u>避難行動要支援者</u>支援等に携わる団体等 <u>エ</u> <u>要支援者名簿</u>情報を提供する場合の配慮 <u>要支援者名簿</u>の漏えい防止のため、必要な措置を<u>要支援者名簿</u>情報の提供先に求め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講ずるものとする。 <u>オ</u> <u>避難行動要支援者</u>に対しては、地域ぐるみの協力のもとに、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。 <u>カ</u> <u>避難行動要支援者</u>に対する避難誘導等の方法について、あらかじめ定めるものとし、避難所や避難路の選定にあたっては、地域の<u>避難行動要支援者</u>の実態に合わせて利便性や安全性を十分配慮する。 また、避難支援等関係者の安全確保についても配慮する。 <u>キ</u> <u>避難行動要支援者</u>が自らの対応能力を高めるために、<u>避難行動要支援者</u>の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。 <u>ク</u> <u>避難行動要支援者</u>が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う避難所(以下「福	

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考
P64	祉避難所」という。)を確保するため、災害時における福祉避難所の使用に関する協定の締結など<u>災害時要援護者</u>の避難支援体制の整備に取り組むものとする。 (2) 社会福祉施設等の対策 ア 社会福祉施設等の管理者は、利用者や入所者が<u>災害時要援護者</u>であり、施設の災害に対する安全性を高めることが重要であることから、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努めるものとする。 (略) オ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にあり、帯広市地域防災計画に名称等の定めがある<u>災害時要援護者</u>利用施設の管理者は、水防法及び土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）の規定に基づき、避難確保計画を作成するとともに、避難訓練を実施するものとする。（資料編 資料4－2）	「福祉避難所」という。)を確保するため、災害時における福祉避難所の使用に関する協定の締結など<u>避難行動要支援者</u>の避難支援体制の整備に取り組むものとする。 (2) 社会福祉施設等の対策 ア 社会福祉施設等の管理者は、利用者や入所者が<u>要配慮者</u>であり、施設の災害に対する安全性を高めることが重要であることから、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努めるものとする。 (略) オ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にあり、帯広市地域防災計画に名称等の定めがある<u>要配慮者</u>利用施設の管理者は、水防法及び土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）の規定に基づき、避難確保計画を作成するとともに、避難訓練を実施するものとする。（資料編 資料4－2）	おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正
P65	2 援助活動 市は、<u>災害時要援護者</u>の早期確認等に努めるとともに、<u>災害時要援護者</u>の状況に応じた適切な援助活動を行うものとする。 (1) <u>災害時要援護者</u>の避難支援 平常時から<u>災害時要援護者名簿</u>の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求めるものとする。 なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。 (2) <u>災害時要援護者</u>の安否確認 <u>災害時要援護者</u>名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む<u>災害時要援護者</u>の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。 (3) 避難所等への移送 <u>災害時要援護者</u>を確認した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずるものとする。 ア 避難所若しくは福祉避難所への移動 イ 病院への移送 ウ 施設等への緊急入所 (4) 応急仮設住宅への優先的入居 応急仮設住宅への入居にあたり、<u>災害時要援護者</u>の優先的入居に努めるものとする。 (5) 在宅者への支援 <u>災害時要援護者</u>が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行うものとする。 (6) 応援要請 <u>災害時要援護者</u>の把握状況に応じ、適宜、道、隣接市町村等へ応援を要請するものとする。 3 外国人への支援対策 市は、言語、生活及び防災意識の異なる外国人を「<u>災害時要援護者</u>」として位置づけ、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件及び環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図るものとする。 (1) _____多言語による広報の充実 (2) 避難場所、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化 _____ (3) 外国人を含めた防災訓練及び防災教育の実施	2 援助活動 市は、<u>避難行動要支援者</u>の早期確認等に努めるとともに、<u>避難行動要支援者</u>の状況に応じた適切な援助活動を行うものとする。 (1) <u>避難行動要支援者</u>の避難支援 平常時から<u>避難行動要支援者</u>の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求めるものとする。 なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。 (2) <u>避難行動要支援者</u>の安否確認 <u>避難行動要支援者</u>名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む<u>避難行動要支援者</u>の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。 (3) 避難所等への移送 <u>避難行動要支援者</u>を確認した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずるものとする。 ア 避難所若しくは福祉避難所への移動 イ 病院への移送 ウ 施設等への緊急入所 (4) 応急仮設住宅への優先的入居 応急仮設住宅への入居にあたり、<u>避難行動要支援者</u>の優先的入居に努めるものとする。 (5) 在宅者への支援 <u>避難行動要支援者</u>が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行うものとする。 (6) 応援要請 <u>避難行動要支援者</u>の把握状況に応じ、適宜、道、隣接市町村等へ応援を要請するものとする。 3 外国人への支援対策 市は、言語、生活及び防災意識の異なる外国人を「<u>要配慮者</u>」として位置づけ、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件及び環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図るものとする。 (1) <u>支援物資の入手方法や広域避難の案内等</u>、多言語による広報の充実 (2) 避難場所、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化<u>及びピクトグラム化</u> (3) 外国人を含めた防災訓練及び防災教育の実施	避難情報伝達や広報等の充実について追記

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考																																																						
P68 ～ P69	第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備に関する計画 1 食料等の確保 (略) (3) 市は、避難所での感染症の拡大防止のため、マスク、消毒液等の衛生用品の確保に努めるものとする。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 4 企業・業界団体との優先供給協定等の締結 (略) (1) 企業・団体との優先供給協定等の締結状況 <table><tr><th>協 定 の 名 称</th><th>協定締結企業・団体名称</th><th>協定締結年月日</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定</u></td><td><u>帯広リース業協会</u></td><td><u>平成19年10月23日</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>災害時における応急生活物資の供給等に関する協力協定</u></td><td><u>(株)イトーヨーカ堂</u></td><td><u>平成23年 2月 4日</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定</td><td><u>帯広トヨペット株式会社</u></td><td>令和2年4月24日</td></tr><tr><td><u>災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定</u></td><td><u>トヨタカローラ帯広株式会社</u></td><td><u>令和2年4月24日</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	協 定 の 名 称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日	(略)	(略)	(略)	<u>災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定</u>	<u>帯広リース業協会</u>	<u>平成19年10月23日</u>	(略)	(略)	(略)	<u>災害時における応急生活物資の供給等に関する協力協定</u>	<u>(株)イトーヨーカ堂</u>	<u>平成23年 2月 4日</u>	(略)	(略)	(略)	災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定	<u>帯広トヨペット株式会社</u>	令和2年4月24日	<u>災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定</u>	<u>トヨタカローラ帯広株式会社</u>	<u>令和2年4月24日</u>	(略)	(略)	(略)	第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備に関する計画 1 食料等の確保 (略) (3) 市は、避難所での感染症の拡大防止のため、マスク、消毒液等の衛生用品の確保に努めるものとする。 <u>(4) 市は、備蓄に当たっては、滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮するほか、アレルギー対応食や流動食、適温食の提供に必要な資機材を備蓄するなど、避難者の健康に配慮するものとする。また、厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に孤立予想地域の備蓄の充実を図るものとする。</u> <u>(5) 備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、孤立予想地域における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定するものとする。</u> 4 企業・業界団体との優先供給協定等の締結 (略) (1) 企業・団体との優先供給協定等の締結状況 <table><tr><th>協 定 の 名 称</th><th>協定締結企業・団体名称</th><th>協定締結年月日</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定</td><td><u>トヨタモビリティ帯広株式会社</u></td><td>令和2年4月24日</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	協 定 の 名 称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日	(略)	(略)	(略)	_____	_____	_____	(略)	(略)	(略)	_____	_____	_____	(略)	(略)	(略)	災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定	<u>トヨタモビリティ帯広株式会社</u>	令和2年4月24日	_____	_____	_____	(略)	(略)	(略)	備蓄に当たり留意すべき事項等を追加。 帯広リース業協会及び株式会社イトーヨーカ堂との協定終了に伴う修正 帯広トヨペットとトヨタカローラ帯広株式会社の経営統合及び商号変更に伴う修正
協 定 の 名 称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日																																																							
(略)	(略)	(略)																																																							
<u>災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定</u>	<u>帯広リース業協会</u>	<u>平成19年10月23日</u>																																																							
(略)	(略)	(略)																																																							
<u>災害時における応急生活物資の供給等に関する協力協定</u>	<u>(株)イトーヨーカ堂</u>	<u>平成23年 2月 4日</u>																																																							
(略)	(略)	(略)																																																							
災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定	<u>帯広トヨペット株式会社</u>	令和2年4月24日																																																							
<u>災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定</u>	<u>トヨタカローラ帯広株式会社</u>	<u>令和2年4月24日</u>																																																							
(略)	(略)	(略)																																																							
協 定 の 名 称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日																																																							
(略)	(略)	(略)																																																							
_____	_____	_____																																																							
(略)	(略)	(略)																																																							
_____	_____	_____																																																							
(略)	(略)	(略)																																																							
災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定	<u>トヨタモビリティ帯広株式会社</u>	令和2年4月24日																																																							
_____	_____	_____																																																							
(略)	(略)	(略)																																																							
P70	第6節 避難体制整備計画 1 避難誘導体制の構築 (略) (5) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	第6節 避難体制整備計画 1 避難誘導体制の構築 (略) (5) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。 <u>(6) 道及び市は、観光施設を通じ、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。</u> <u>(7) 冬期の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意する必要があることから、市は、日頃から、冬期における避難誘導体制の検討や冬期避難の困難性に関して住民等への周知に努めるものとする。</u> <u>(8) 道は、広域避難や広域一時滞在（2次的な避難も含む）について、国が整理する考え方を踏まえながら、基本となる手順を定めるものとする。</u> <u>道と市は、互いに連携し、基本となる手順等を踏まえながら、ホテル・旅館・福祉施設等、避難先との連携協定や避難者への周知方法、避難者と2次避難先とのマッチング、輸送方法等、広域避難等が円滑に実施できるよう、その環境整備を図る。</u>	観光客の避難等の体制構築に係る修正 冬期の避難体制構築を明記 広域避難の具体的な手順等を定めることを明記																																																						

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

	現　行（令和6年2月）	修　正　案（令和7年2月）	備　考
P71	2　避難場所・避難所等の確保 (略) (5)福祉避難所 (略) イ 福祉避難所は、バリアフリー化など避難した<u>災害時要援護者</u>の生活に支障が少ないよう整備された施設とする。 (略)	2　避難場所・避難所等の確保 (略) (5)福祉避難所 (略) イ 福祉避難所は、バリアフリー化など避難した<u>要配慮者</u>の生活に支障が少ないよう整備された施設とする。 (略)	おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正
P72	(8)その他 <u>(新設)</u> <u>市は、車での避難などに対応するため、市有施設の駐車場のほか、災害協定を締結すること等により、民間施設の駐車場を利用する体制の整備に取り組むものとする。</u> (略)	(8)その他 <u>ア　市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみに避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u> <u>イ　市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、市有施設の駐車場や災害協定を締結すること等により、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u> (略)	
P73	4　避難計画の策定等 (略) (2)防災マップ・ハザードマップ<u> </u>等の作成及び住民への周知 市長は、住民の円滑な避難を確保するため、水防法に基づく浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、避難指示等の意味と内容の説明、指定緊急避難場所及び指定避難所等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ<u> </u>等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 ハザードマップ等の配布<u>又は回覧</u>に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要があること、避難先として安全な親戚・知人家宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。 (3)避難計画 市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、<u>災害時要援護者</u>を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者、民生委員等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の把握、<u>避難支援</u>計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。 ア　避難指示等を発令する基準及び伝達方法 イ　避難場所・避難所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口 ウ　避難場所・避難所等への誘導方法（大規模集客施設、観光施設等については、入り込み客対策を含む。） エ　避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制 オ　避難場所・避難所等の開設<u> </u>に伴う被災者救護措置に関する事項 (A)給水、給食措置 (I)毛布、寝具等の支給	4　避難計画の策定等 (略) (2)防災マップ・ハザードマップ・<u>Web ハザードマップ</u>等の作成及び住民への周知 市長は、住民の円滑な避難を確保するため、水防法に基づく浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、避難指示等の意味と内容の説明、指定緊急避難場所及び指定避難所等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ・<u>Web ハザードマップ</u>等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 ハザードマップ等の配布・<u>周知等</u>に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要があること、避難先として安全な親戚・知人家宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。 (3)避難計画 市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、<u>避難行動要支援者</u>を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者、民生委員等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の把握、<u>個別</u>計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。 <u>なお、避難計画の策定に際しては、昼夜間人口の差異や孤立可能性、冬の寒さ、夏の暑さ等の地理的・気象的条件を考慮するよう努めるものとする。</u> ア　避難指示等を発令する基準及び伝達方法 イ　避難場所・避難所等の名称、所在地、対象地区、<u>収容人数及び家庭動物受入可否</u> ウ　避難場所・避難所等への誘導方法（大規模集客施設、観光施設等については、入り込み客対策を含む。） エ　避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制 オ　避難場所・避難所等の開設<u>等</u>に伴う被災者救護措置に関する事項 (A)給水、給食措置 (I)毛布、寝具等の支給	Web ハザードマップを明記 紙以外の媒体も含むよう修正 おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正 昼夜間人口の差異に留意することを追記 家庭動物受入れ体制の整備

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行（令和6年2月）	修 正 案（令和7年2月）	備 考
P73	（ウ）衣料、日用必需品の支給 （エ）暖房及び発電機用燃料確保 （オ）負傷者に対する応急救護 <u>（新設）</u> （略） キ 避難に関する広報 （ア）防災無線による周知 <u>（新設）</u> （イ）広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知 （ウ）避難誘導者による現地広報 （エ）町内会等を通じた広報 （オ）通信機器等による周知 <u>（新設）</u> 5 被災者の把握 被災者の避難状況の把握は、市の被災者支援、災害対策の基本であるが、発災直後においては、<u>避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者の状況や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。</u> このため、被災者支援システム等を活用し、被災者の状況把握、避難所における入所者の把握に努めるものとする。<u>なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。</u> また、避難者台帳（名簿）を<u>速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め</u>印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。	（ウ）衣料、日用必需品の支給 （エ）暖房及び発電機用燃料確保 （オ）負傷者に対する応急救護 <u>（カ）上記のほか、一人ひとりの事情から生じる多様なニーズに配慮するなど、被災者の人間らしさを保つために必要な生活環境の整備</u> （略） キ 避難に関する広報 （ア）防災無線による周知 <u>（イ）SNSを活用した周知</u> （ウ）広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知 （エ）避難誘導者による現地広報 （オ）町内会等を通じた広報 （カ）通信機器等による周知 <u>（4） 避難所運営</u> <u>避難所運営において、市は、地域におけるマニュアルの作成や訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所運営に関与できるよう指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。</u> 5 被災者の把握 被災者の避難状況の把握は、市の被災者支援、災害対策の基本であるが、発災直後においては、<u>道路の寸断や停電の発生等に加え、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者の状況や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。</u> このため、被災者支援システム等を活用し、被災者の状況把握、避難所における入所者の把握に努めるほか、<u>デジタル技術を活用し、避難者台帳（名簿）を容易に作成できるシステムを整備することが望ましい。システムを整備する際には、個人情報取り扱いや、停電時に備えた非常用電源の確保</u>には十分留意するものとする。 また、避難者台帳（名簿）を<u>デジタル管理する場合においても、避難者の状況を把握するためのシステムのバックアップとして、必要に応じ印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。</u>	尊厳が保たれるよう配慮 広報ツールの追加 第5章第5節10から移動 能登半島地震を踏まえた修正
P76	第7節 相互応援（受援）体制整備計画 1 基本的な考え方 （略） また、大規模災害等が発生した際に、被災市町村への応援体制を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じたマニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、<u>防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。</u> 2 相互応援（受援）体制の整備 帯広市 （1）道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、<u>日ごろから道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。</u>	第7節 相互応援（受援）体制整備計画 1 基本的な考え方 （略） また、大規模災害等が発生した際に、被災市町村への応援体制を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じたマニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、<u>派遣職員が現地において自活できるよう必要な資機材や装備品等を携帯させることに努めるものとし、</u>防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。 2 相互応援（受援）体制の整備 帯広市 （1）道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、<u>応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど、</u>日ごろから道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。	防災基本計画修正を踏まえた修正

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考
P78	第8節 情報収集・伝達体制整備計画 (略) 2 市及び防災関係機関 (1) 高齢者、障害者等の<u>災害時要援護者</u>にも配慮したわかりやすい情報伝達と、<u>災害時要援護者</u>等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。 また、 被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに有線系や携帯電話も含め、<u>災害時要援護者</u>にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。 (2) 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用などにより、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。	第8節 情報収集・伝達体制整備計画 (略) 2 市及び防災関係機関 (1) 高齢者、障害者等の<u>要配慮者</u>にも配慮したわかりやすい情報伝達と、<u>要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者</u>等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。<u>特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話や衛星インターネットなどにより、当該地域の住民との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。</u> また、<u>停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化、非常用電源の確保に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに有線系や携帯電話、衛星携帯電話、衛星インターネットも含め、要配慮者</u>にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。 (2) 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用などにより、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。	おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正 通信手段の追記 通信手段の多重化・多様化について追記

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考
P82	第10節 消防計画 (略) 4 火災予防 災害を未然に防止するため、火災の予防査察、消防用設備等の防火管理体制及び市民の自主的予防の徹底した指導を図り、防火思想の普及に努めるものとする。 (1) 予防査察 査察については、多数の者が出入りする防火対象物、及び災害時要援護者世帯を含めた一般住宅の防火診断等を計画的に実施して、予防対策の万全な指導を図るものとする。	第10節 消防計画 (略) 4 火災予防 災害を未然に防止するため、火災の予防査察、消防用設備等の防火管理体制及び市民の自主的予防の徹底した指導を図り、防火思想の普及に努めるものとする。 (1) 予防査察 査察については、多数の者が出入りする防火対象物、及び要配慮者世帯を含めた一般住宅の防火診断等を計画的に実施して、予防対策の万全な指導を図るものとする。	おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正
P85	別表1 (略) とから広域消防事務組合 とから広域消防局 総務課 総務企画係 施設整備係 人事給与係 消防救助課 消防係 防災救助係 救急企画課 救急企画係 情報指令課 情報システム係 指令第1係 指令第2係 予防課 予防指導係 危険物係 広報調査係 帯広消防署 庶務課 庶務係 警防課 警防1係 警防2係 救助1係 救助2係 柏林台出張所 大正出張所 川西分遣所 救急課 救急1係 救急2係 普及係 南出張所 東出張所 森の里出張所 指導課 指導1係 指導2係 審査係	別表1 (略) とから広域消防事務組合 とから広域消防局 総務課 総務企画係 施設整備係 人事給与係 消防救助課 消防係 防災救助係 救急企画課 救急企画係 情報指令課 情報システム係 指令第1係 指令第2係 予防規制課 予防指導係 危険物係 広報調査係 帯広消防署 庶務課 庶務係 警防課 警防1係 警防2係 救助1係 救助2係 柏林台出張所 大正出張所 川西分遣所 救急課 救急1係 救急2係 普及担当 南出張所 東出張所 森の里出張所 予防課 予防1係 予防2係 広報審査担当	消防機構の変更に伴う修正

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
P87	(2) 消防職員・団員及び消防車両 <table><tr><th rowspan="3">人員・車両 本部・署・団別</th><th rowspan="3">職 員 団 員 数</th><th rowspan="3">水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車</th><th rowspan="3">消 防 ボ ン プ 自 動 車</th><th rowspan="3">小 型 動 力 ボ ン プ 付 積 載 車</th><th rowspan="3">小 型 動 力 ボ ン プ 付 水 槽 車</th><th colspan="4">特殊車</th><th rowspan="3">高 規 格 救 急 車</th><th rowspan="3">指 揮 車</th><th rowspan="3">そ の 他 車</th><th rowspan="3">合 計</th></tr><tr><th>は し こ 車</th><th>屈 折 は し こ 車</th><th>化 学 車</th><th>救 助 工 作 車</th></tr><tr><th></th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td>と か ち 広 域 消 防 局</td><td>64</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>帯 広 消 防 署</td><td>192</td><td>6</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>6</td><td>1</td><td>6</td><td>26</td></tr><tr><td> 本 署</td><td>86</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>5</td><td>13</td></tr><tr><td> 柏 林 台 出 張 所</td><td>24</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>3</td></tr><tr><td> 南 出 張 所</td><td>26</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>3</td></tr><tr><td> 大 正 出 張 所</td><td>14</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>2</td></tr><tr><td> 東 出 張 所</td><td>20</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>2</td></tr><tr><td> 森 の 里 出 張 所</td><td>20</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>2</td></tr><tr><td> 川 西 分 遣 所</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>帯 広 市 消 防 団</td><td>346</td><td>7</td><td>4</td><td>—</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>11</td></tr><tr><td> 本 部</td><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr><tr><td> 桜 華 分 団</td><td>19</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr><tr><td> 帯 広 第 1 分 団</td><td>35</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td> 帯 広 第 2 分 団</td><td>29</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td> 帯 広 第 3 分 団</td><td>30</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td> 帯 広 第 4 分 団</td><td>25</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td> 帯 広 第 5 分 団</td><td>24</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td> 川 西 第 1 分 団</td><td>25</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td> 川 西 第 2 分 団</td><td>26</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td> 川 西 第 3 分 団</td><td>24</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td> 川 西 第 4 分 団</td><td>25</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td> 川 西 第 5 分 団</td><td>20</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td> 大 正 第 1 分 団</td><td>35</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td> 大 正 第 2 分 団</td><td>22</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr></table> ※令和4年4月1日現在 ※とちかち広域消防局は、十勝管内19市町村で構成する消防本部。	人員・車両 本部・署・団別	職 員 団 員 数	水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車	消 防 ボ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 積 載 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 水 槽 車	特殊車				高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車	合 計	は し こ 車	屈 折 は し こ 車	化 学 車	救 助 工 作 車					と か ち 広 域 消 防 局	64										1	3	4	帯 広 消 防 署	192	6	1		1	1	1	2	1	6	1	6	26	本 署	86	1	1			1	1	1	1	1	1	5	13	柏 林 台 出 張 所	24	2								1			3	南 出 張 所	26	1			1					1			3	大 正 出 張 所	14	1							1				2	東 出 張 所	20	1							1				2	森 の 里 出 張 所	20							1		1			2	川 西 分 遣 所	2											1	1	帯 広 市 消 防 団	346	7	4	—	0	0	0	0	0	0	0	0	11	本 部	7												0	桜 華 分 団	19												0	帯 広 第 1 分 団	35			1									1	帯 広 第 2 分 団	29		1										1	帯 広 第 3 分 団	30		1										1	帯 広 第 4 分 団	25		1										1	帯 広 第 5 分 団	24		1										1	川 西 第 1 分 団	25	1											1	川 西 第 2 分 団	26	1											1	川 西 第 3 分 団	24	1											1	川 西 第 4 分 団	25	1											1	川 西 第 5 分 団	20	1											1	大 正 第 1 分 団	35	1											1	大 正 第 2 分 団	22	1											1	(2) 消防職員・団員及び消防車両 <table><tr><th rowspan="3">人員・車両 本部・署・団別</th><th rowspan="3">職 員 団 員 数</th><th rowspan="3">水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車</th><th rowspan="3">消 防 ボ ン プ 自 動 車</th><th rowspan="3">小 型 動 力 ボ ン プ 付 積 載 車</th><th rowspan="3">小 型 動 力 ボ ン プ 付 水 槽 車</th><th colspan="4">特殊車</th><th rowspan="3">高 規 格 救 急 車</th><th rowspan="3">指 揮 車</th><th rowspan="3">そ の 他 車</th><th rowspan="3">合 計</th></tr><tr><th>は し こ 車</th><th>屈 折 は し こ 車</th><th>化 学 車</th><th>救 助 工 作 車</th></tr><tr><th></th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td>と か ち 広 域 消 防 局</td><td>64</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>帯 広 消 防 署</td><td>192</td><td>6</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>6</td><td>1</td><td>6</td><td>26</td></tr><tr><td> 本 署</td><td>86</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>5</td><td>13</td></tr><tr><td> 柏 林 台 出 張 所</td><td>24</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>3</td></tr><tr><td> 南 出 張 所</td><td>26</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>3</td></tr><tr><td> 大 正 出 張 所</td><td>14</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>2</td></tr><tr><td> 東 出 張 所</td><td>20</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>2</td></tr><tr><td> 森 の 里 出 張 所</td><td>20</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>2</td></tr><tr><td> 川 西 分 遣 所</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>帯 広 市 消 防 団</td><td>344</td><td>7</td><td>4</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>12</td></tr><tr><td> 本 部</td><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr><tr><td> 桜 華 分 団</td><td>19</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr><tr><td> 帯 広 第 1 分 団</td><td>32</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td> 帯 広 第 2 分 団</td><td>30</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td> 帯 広 第 3 分 団</td><td>33</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td> 帯 広 第 4 分 団</td><td>26</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td> 帯 広 第 5 分 団</td><td>22</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td> 川 西 第 1 分 団</td><td>25</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td> 川 西 第 2 分 団</td><td>26</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td> 川 西 第 3 分 団</td><td>22</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td> 川 西 第 4 分 団</td><td>23</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td> 川 西 第 5 分 団</td><td>20</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td> 大 正 第 1 分 団</td><td>36</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td> 大 正 第 2 分 団</td><td>23</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr></table> ※令和6年4月1日現在 ※とちかち広域消防局は、十勝管内19市町村で構成する消防本部。	人員・車両 本部・署・団別	職 員 団 員 数	水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車	消 防 ボ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 積 載 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 水 槽 車	特殊車				高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車	合 計	は し こ 車	屈 折 は し こ 車	化 学 車	救 助 工 作 車					と か ち 広 域 消 防 局	64										1	3	4	帯 広 消 防 署	192	6	1		1	1	1	2	1	6	1	6	26	本 署	86	1	1			1	1	1	1	1	1	5	13	柏 林 台 出 張 所	24	2								1			3	南 出 張 所	26	1			1					1			3	大 正 出 張 所	14	1								1			2	東 出 張 所	20	1								1			2	森 の 里 出 張 所	20							1		1			2	川 西 分 遣 所	2											1	1	帯 広 市 消 防 団	344	7	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	12	本 部	7												0	桜 華 分 団	19												0	帯 広 第 1 分 団	32			1									1	帯 広 第 2 分 団	30		1										1	帯 広 第 3 分 団	33		1										1	帯 広 第 4 分 団	26		1										1	帯 広 第 5 分 団	22		1										1	川 西 第 1 分 団	25	1											1	川 西 第 2 分 団	26	1											1	川 西 第 3 分 団	22	1											1	川 西 第 4 分 団	23	1											1	川 西 第 5 分 団	20	1											1	大 正 第 1 分 団	36	1											1	大 正 第 2 分 団	23	1											1	時点修正
人員・車両 本部・署・団別	職 員 団 員 数							水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車	消 防 ボ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 積 載 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 水 槽 車					特殊車				高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車	合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
																は し こ 車	屈 折 は し こ 車	化 学 車	救 助 工 作 車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
と か ち 広 域 消 防 局	64										1	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
帯 広 消 防 署	192	6	1		1	1	1	2	1	6	1	6	26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
本 署	86	1	1			1	1	1	1	1	1	5	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
柏 林 台 出 張 所	24	2								1			3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
南 出 張 所	26	1			1					1			3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
大 正 出 張 所	14	1							1				2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
東 出 張 所	20	1							1				2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
森 の 里 出 張 所	20							1		1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
川 西 分 遣 所	2											1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
帯 広 市 消 防 団	346	7	4	—	0	0	0	0	0	0	0	0	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
本 部	7												0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
桜 華 分 団	19												0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
帯 広 第 1 分 団	35			1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
帯 広 第 2 分 団	29		1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
帯 広 第 3 分 団	30		1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
帯 広 第 4 分 団	25		1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
帯 広 第 5 分 団	24		1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
川 西 第 1 分 団	25	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
川 西 第 2 分 団	26	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
川 西 第 3 分 団	24	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
川 西 第 4 分 団	25	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
川 西 第 5 分 団	20	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
大 正 第 1 分 団	35	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
大 正 第 2 分 団	22	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
人員・車両 本部・署・団別	職 員 団 員 数	水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車	消 防 ボ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 積 載 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 水 槽 車	特殊車				高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車	合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
						は し こ 車	屈 折 は し こ 車	化 学 車	救 助 工 作 車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
と か ち 広 域 消 防 局	64										1	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
帯 広 消 防 署	192	6	1		1	1	1	2	1	6	1	6	26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
本 署	86	1	1			1	1	1	1	1	1	5	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
柏 林 台 出 張 所	24	2								1			3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
南 出 張 所	26	1			1					1			3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
大 正 出 張 所	14	1								1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
東 出 張 所	20	1								1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
森 の 里 出 張 所	20							1		1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
川 西 分 遣 所	2											1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
帯 広 市 消 防 団	344	7	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
本 部	7												0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
桜 華 分 団	19												0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
帯 広 第 1 分 団	32			1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
帯 広 第 2 分 団	30		1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
帯 広 第 3 分 団	33		1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
帯 広 第 4 分 団	26		1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
帯 広 第 5 分 団	22		1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
川 西 第 1 分 団	25	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
川 西 第 2 分 団	26	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
川 西 第 3 分 団	22	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
川 西 第 4 分 団	23	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
川 西 第 5 分 団	20	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
大 正 第 1 分 団	36	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
大 正 第 2 分 団	23	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考																																								
P88	(3) 水 利 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th><th>基 数</th><th>合 計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消 火 栓</td><td>公設</td><td><u>1,741</u></td><td rowspan="2"><u>1,826</u></td></tr> <tr> <td>私設</td><td>85</td></tr> <tr> <td rowspan="2">防 火 水 槽</td><td>公設</td><td><u>47</u></td><td rowspan="2"><u>132</u></td></tr> <tr> <td>私設</td><td>85</td></tr> <tr> <td>井 戸</td><td>公設</td><td>33</td><td></td></tr> </tbody> </table> <u>※令和4年4月1日現在</u>	区 分		基 数	合 計	消 火 栓	公設	<u>1,741</u>	<u>1,826</u>	私設	85	防 火 水 槽	公設	<u>47</u>	<u>132</u>	私設	85	井 戸	公設	33		(3) 水 利 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th><th>基 数</th><th>合 計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消 火 栓</td><td>公設</td><td><u>1,742</u></td><td rowspan="2"><u>1,827</u></td></tr> <tr> <td>私設</td><td>85</td></tr> <tr> <td rowspan="2">防 火 水 槽</td><td>公設</td><td><u>48</u></td><td rowspan="2"><u>133</u></td></tr> <tr> <td>私設</td><td>85</td></tr> <tr> <td>井 戸</td><td>公設</td><td>33</td><td></td></tr> </tbody> </table> <u>※令和6年4月1日現在</u>	区 分		基 数	合 計	消 火 栓	公設	<u>1,742</u>	<u>1,827</u>	私設	85	防 火 水 槽	公設	<u>48</u>	<u>133</u>	私設	85	井 戸	公設	33		時点修正
区 分		基 数	合 計																																								
消 火 栓	公設	<u>1,741</u>	<u>1,826</u>																																								
	私設	85																																									
防 火 水 槽	公設	<u>47</u>	<u>132</u>																																								
	私設	85																																									
井 戸	公設	33																																									
区 分		基 数	合 計																																								
消 火 栓	公設	<u>1,742</u>	<u>1,827</u>																																								
	私設	85																																									
防 火 水 槽	公設	<u>48</u>	<u>133</u>																																								
	私設	85																																									
井 戸	公設	33																																									
P90	第11節 水害予防計画 1 現 況 本市の河川数は、1級河川が26本、準用河川が5本、普通河川が90本となっている。 このうち、水防上特に注意を要する重要水防箇所は、<u>136</u>箇所（令和<u>2</u>度）（帯広市水防計画「資料編」に掲載）となっている。 2 予防対策 国、道、及び市は、次のとおり予防対策を実施するものとする。 洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。また、市内を流れる重要水防箇所を有する河川及び水位周知河川については、堤防の決壊、漏水、越水等が発生する可能性や、洪水により相当な損害が生ずるおそれがあることを踏まえ、「災害が発生するおそれがあり特に警戒を要する河川」として河川監視を随時実施するほか、河川管理者と連携して災害予防策を講じ、河川の管理に万全を期するものとする。 さらに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街及び主として高齢者等の<u>災害時要援護者</u>が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配付その他の必要な措置を講じるものとする。 (略) 4 <u>災害時要援護者</u>が利用する施設の洪水予報等の伝達 市は浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦その他特に防災上の配慮を要する<u>災害時要援護者</u>が利用する施設（資料編 資料4-2）について、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図れるよう、洪水予報等を電話、FAX、広報車により施設管理者に伝達するとともに、避難誘導等を実施する。	第11節 水害予防計画 1 現 況 本市の河川数は、1級河川が26本、準用河川が5本、普通河川が90本となっている。 このうち、水防上特に注意を要する重要水防箇所は、<u>154</u>箇所（令和<u>6</u>度）（帯広市水防計画「資料編」に掲載）となっている。 2 予防対策 国、道、及び市は、次のとおり予防対策を実施するものとする。 洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。また、市内を流れる重要水防箇所を有する河川及び水位周知河川については、堤防の決壊、漏水、越水等が発生する可能性や、洪水により相当な損害が生ずるおそれがあることを踏まえ、「災害が発生するおそれがあり特に警戒を要する河川」として河川監視を随時実施するほか、河川管理者と連携して災害予防策を講じ、河川の管理に万全を期するものとする。 さらに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街及び主として高齢者等の<u>要配慮者</u>が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配付その他の必要な措置を講じるものとする。 (略) 4 <u>要配慮者</u>が利用する施設の洪水予報等の伝達 市は浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦その他特に防災上の配慮を要する<u>要配慮者</u>が利用する施設（資料編 資料4-2）について、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図れるよう、洪水予報等を電話、FAX、広報車により施設管理者に伝達するとともに、避難誘導等を実施する。	時点修正 おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正																																								

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考
P91	伝達系統図	伝達系統図	おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正
P104	第16節 積雪・寒冷対策計画 4 寒冷対策の推進 (1) 避難所対策 市は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、暖房器具等の備蓄や民間企業・団体と屋内用大型暖房機等の優先供給に関する協定を締結するなど、暖房器具等の確保に努めるものとする。 また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、<u>非常電源等の確保に努めるものとする。</u> なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。	第16節 積雪・寒冷対策計画 4 寒冷対策の推進 (1) 避難所対策 市は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、暖房器具等の備蓄や民間企業・団体と屋内用大型暖房機等の優先供給に関する協定を締結するなど、暖房器具等の確保に努めるものとする。 また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、<u>施設に外部受電盤等を設置するなど、非常電源等の確保に努めるものとする。</u> なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。 <u>市は、災害時避難所を開設する際には、避難所床面の寒冷に伴う低体温症の発症を予防するため、開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。</u>	寒冷対策を追記
P106	第5章 災害応急対策計画 第1節 災害情報収集・伝達計画 1 情報及び被害状況報告の収集、連絡 災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となることから、市及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織<u>、ヘリコプター、衛星通信車、テレビ会議、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。</u> また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・連絡システムのIT化などに努めるものとする。	第5章 災害応急対策計画 第1節 災害情報収集・伝達計画 1 情報及び被害状況報告の収集、連絡 災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となることから、市及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織<u>や無人航空機、SAR衛星等の情報収集手段、ヘリコプター、衛星通信車、テレビ会議、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。</u> また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・連絡システムのIT化などに努めるものとする。<u>その際、ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いて情報収集に当たるとともに、夜間はヘリ搭載赤外線カメラ等についても積極的に活用するものとする。</u> <u>また、通信が途絶している地域で応急活動に当たる場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用にも努めることとする。</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考
P130	第2節 災害通信計画 2 電話<u>及び電報</u>の優先利用並びに通信途絶等における措置等 (略) <u>(2) 電報による通信</u> (略) <u>(3)</u> 通信手段 (略) <u>(4)</u> 専用通信設備 (略) <u>(5)</u> 通信途絶時等における措置 (略)	第2節 災害通信計画 2 電話_____の優先利用並びに通信途絶等における措置等 (略) <u>全削除</u> (略) <u>(2)</u> 通信手段 (略) <u>(3)</u> 専用通信設備 (略) <u>(4)</u> 通信途絶時等における措置 (略)	防災基本計画との整合を図る修正
P136	第3節 災害広報・情報提供計画 3 災害情報等の発表の方法（発表責任者 広報第1班長） (略) (2) 住民に対する広報の方法及び内容 ア 一般住民並びに罹災者に対する広報活動は、次の方法により行うものとし、誤報道による混乱の防止に万全を期するものとする。 また、高齢者、障害者等の<u>災害時要援護者</u>への伝達に十分配慮する。 (略)	第3節 災害広報・情報提供計画 3 災害情報等の発表の方法（発表責任者 広報第1班長） (略) (2) 住民に対する広報の方法及び内容 ア 一般住民並びに罹災者に対する広報活動は、次の方法により行うものとし、誤報道による混乱の防止に万全を期するものとする。 また、高齢者、障害者等の<u>要配慮者</u>への伝達に十分配慮する。 (略)	おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正
P144	第5節 避難対策計画 (略) 1 避難実施責任者及び措置内容 風水害、火災等の災害により、人命、身体 の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。 特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、<u>災害時要援護者</u>等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。 (略)	第5節 避難対策計画 (略) 1 避難実施責任者及び措置内容 風水害、火災等の災害により、人命、身体 の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。 特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、<u>避難行動要支援者</u>等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。 (略)	おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正
P145	3 避難の基準と態様 避難指示等は、災害の危険性の程度により、次の基準により発令する。発令に際しては、広報車や報道機関等を通じ、災害状況等の十分な説明を加えて発令する。 (1) 高齢者等避難 災害が発生するおそれがあり、<u>要援護者</u>等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階 (略)	3 避難の基準と態様 避難指示等は、災害の危険性の程度により、次の基準により発令する。発令に際しては、広報車や報道機関等を通じ、災害状況等の十分な説明を加えて発令する。 (1) 高齢者等避難 災害が発生するおそれがあり、<u>要配慮者</u>等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階 (略)	
P146	4 避難指示等の周知 市は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応するレベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、防災行政無線、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、広報車両、テレビ、CATV、ラジオ（コ	4 避難指示等の周知 市は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応するレベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、防災行政無線、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、広報車両、テレビ、CATV、ラジオ（コ	

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考
	コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、インターネット（SNS 含む）、緊急情報一斉伝達システムなど複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に、当該地域の住民等に対して伝達し、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。 特に、<u>災害時要援護者</u>の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障害の状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が<u>災害時要援護者</u>名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。 (略)	コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、インターネット（SNS 含む）、緊急情報一斉伝達システムなど複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に、当該地域の住民等に対して伝達し、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。 特に、<u>避難行動要支援者</u>の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障害の状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が<u>避難行動要支援者</u>名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。 (略)	おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正
P147	6 避難の方法 (1) 避難誘導 避難者の誘導は、総務部及び市民福祉部の職員、消防職員・団員、警察官がこの任に当たるものであるが、この任において民間協力団体の協力を得て、避難指示の伝達、避難者の掌握を行うものとし、特に老人、幼児、傷病者及び妊産婦等の<u>災害時要援護者</u>を優先的に誘導するよう配慮するものとする。 市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかわって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるよう努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。 また、職員、消防職員・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全確保に努めるものとする。 (略)	6 避難の方法 (1) 避難誘導 避難者の誘導は、総務部及び市民福祉部の職員、消防職員・団員、警察官がこの任に当たるものであるが、この任において民間協力団体の協力を得て、避難指示の伝達、避難者の掌握を行うものとし、特に老人、幼児、傷病者及び妊産婦等の<u>要配慮者</u>を優先的に誘導するよう配慮するものとする。 市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかわって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるよう努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。 また、職員、消防職員・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全確保に努めるものとする。 (略)	
P148	8 被災者の生活環境の整備 災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、<u>速やかな避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u> また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供<u>など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u> 9 避難所の開設 (1) 市は、災害時に必要に応じ、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。また、<u>災害時要援護者</u>のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。 (2) 指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等<u>災害時要援護者、新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生状況等に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所を確保し、避難支援に努めるとともに、<u>災害時要援護者</u>が災害時に速やかに避難することができる支援体制の確立に努めるものとする。 (3) 市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。	8 被災者の生活環境の整備 災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、<u>市が予め作成した避難所マニュアルを踏まえ、速やかな避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保及び福祉的な支援の充実に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u> また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、<u>被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握</u>など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 9 避難所の開設 (1) 市は、災害時に必要に応じ、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。また、<u>要配慮者</u>のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。 (2) 指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等<u>要配慮者、</u><u>感染症の発生状況等に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所を確保し、避難支援に努めるとともに、要配慮者が災害時に速やかに避難することができる支援体制の確立に努めるものとする。</u> (3) 市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。 <u>また、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正 おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正 能登半島地震を踏まえた修正

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考
P149 ～ P150	10 避難所^一の運営管理等 (略) (4) 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。 (5) 市は、避難所ごとに収容されている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。 (6) 市は、<u>避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保</u>のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、<u>生面において優れたコンテナ型トイレの配備等の支援を行う</u>とともに、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する人材の確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 また、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 (7) (略) (8) (略) (9) (略) <u>(新設)</u> (10) 市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生状況等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。特に<u>要援護者</u>等へは、北海道と北海道ホテル旅館生活衛生同業組合の間で締結した「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。	10 避難所^等の運営管理等 (略) (削除) (4) 市は、避難所ごとに収容されている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。<u>その際、デジタル技術を活用し効率的な情報の把握に努めるものとする。</u> (5) 市は、<u>被災者の人間らしさを保てる環境を整備するため、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保及び福祉的な支援の充実</u>のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、<u>簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設置に配慮するよう努める</u>とともに、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する人材の確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 また、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) <u>市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u> <u>なお、道は、市に対する助言・支援に努めるものとする。</u> (10) 市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生状況等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。特に<u>要配慮者</u>等へは、北海道と北海道ホテル旅館生活衛生同業組合の間で締結した「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。	文言の適正化 予防対策であるため、第4章第6節4に移動 防災基本計画修正を踏まえた修正 導線が保たれるよう追加 防災基本計画修正を踏まえた修正 防災基本計画修正を踏まえた修正
P153	15 広域避難 (略) (5) 関係機関の連携 ア 道、市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するように努めるものとする。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	15 広域避難 (略) (5) 関係機関の連携 ア 道、市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するように努めるものとする。 <u>この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。</u> <u>(ア) 広域避難を行うべき場合やその対象者の整理</u> <u>(イ) 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保</u> <u>(ウ) バスなど被災者の移送手段の確保</u> <u>(エ) 広域避難についての被災者の意向の把握</u> <u>(オ) 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング</u> <u>(カ) 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送</u> <u>(キ) 広域避難先での継続的な支援</u>	能登半島地震を踏まえた修正

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行（令和6年2月）	修 正 案（令和7年2月）	備 考
P153	16 広域一時滞在 （１）道内の市町村への一時的な滞在 (略) <u>(新設)</u> <u>オ</u> 知事は、災害の発生により市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長の実施すべき措置を代わって実施する。 また、市が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに市長に事務の引き継ぎを行うものとする。 なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、市長に通知する。 (略) <u>(新設)</u> <u>(4)</u> (略)	16 広域一時滞在 （１）道内の市町村への一時的な滞在 (略) <u>オ</u> 知事は、上記アに基づく市からの助言の求めがあった場合には、被災住民の広域一時滞在が円滑に行われるよう調整するとともに、この場合において、必要に応じ上記イからエにより市又は協議先市町村が行うこととされている協議、通知および公示を代わって実施することができるものとする。 <u>カ</u> 知事は、災害の発生により市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長の実施すべき措置を代わって実施する。 また、市が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに市長に事務の引き継ぎを行うものとする。 なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、市長に通知する。 (略) (4) <u>関係機関の連携</u> <u>ア 道、市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域一時滞を実施するよう努めるものとする。</u> <u>この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。</u> <u>(ア) 広域一時滞を行うべき場合やその対象者の整理</u> <u>(イ) 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保</u> <u>(ウ) バスなど被災者の移送手段の確保</u> <u>(エ) 広域一時滞についての被災者の意向の把握</u> <u>(オ) 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング</u> <u>(カ) 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送</u> <u>(キ) 広域一時滞在先での継続的な支援</u> <u>イ 道、市及び関係機関は、被災者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、一時滞当事者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。</u> <u>(5)</u> (略)	受入れ先市町村について道が調整することも可能とする旨を追記 能登半島地震を踏まえた修正
P155	第6節 救助救出計画 1 実施責任 （１）北海道警察 被災地域において生命、身体が危険な状態にある者の救助救出を実施する。 （２）北海道 道は、市から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。 また、市のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。	第6節 救助救出計画 1 実施責任 （１）北海道警察 被災地域において生命、身体が危険な状態にある者の救助救出を実施する。 （２）北海道 道は、市から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。 <u>特に、要救助者に関する情報については、道が集約し、救助救出活動を実施する機関等に情報提供するとともに、必要に応じて救助救出活動に関する総合的な調整を行う。</u> また、市のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。	要救助者に関する情報集約、調整等の役割を明記

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考
P171	第10節 食料供給計画 (略) 5 食料の備蓄及び調達 災害発生直後において、国・道による救援が本格化するまでの期間については、帯広市が備蓄する非常用食料により供給を行うものとする。 被災者の数が増大し、備蓄食料による供給では対応できない場合は、帯広市と協定を締結している生活協同組合コープさっぽろ、イオン北海道株式会社、<u>株式会社イトーヨーカ堂</u>、株式会社セブンイレブン・ジャパン及び市内の業者に協力を要請し、数量の確保を行うものとする。 また、炊き出し等に必要な食料を確保できないときは道東六市防災協定、北海道及び市町村相互応援協定に基づく要請、及び十勝総合振興局を通じ、必要な物資の提供、斡旋を要請するものとする。 また、乳児食については、人工栄養を必要とし、その確保が困難なものに対して、実情に応じて市が市内取扱業者から購入し、支給するものとする。	第10節 食料供給計画 (略) 5 食料の備蓄及び調達 災害発生直後において、国・道による救援が本格化するまでの期間については、帯広市が備蓄する非常用食料により供給を行うものとする。 被災者の数が増大し、備蓄食料による供給では対応できない場合は、帯広市と協定を締結している生活協同組合コープさっぽろ、イオン北海道株式会社、<u>株式会社セブンイレブン・ジャパン</u>及び市内の業者に協力を要請し、数量の確保を行うものとする。 また、炊き出し等に必要な食料を確保できないときは道東六市防災協定、北海道及び市町村相互応援協定に基づく要請、及び十勝総合振興局を通じ、必要な物資の提供、斡旋を要請するものとする。 また、乳児食については、人工栄養を必要とし、その確保が困難なものに対して、実情に応じて市が市内取扱業者から購入し、支給するものとする。	株式会社イトーヨーカ堂との協定終了に伴う修正
P183	第13節 衣料・生活必需物資供給計画 (略) 3 調達の方法 (略) (3) 備蓄・調達方法 (略) エ <u>災害時要援護者</u>（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）に対する生活必需品の調達については、十分に配慮するものとし、社会福祉施設に対しては、<u>災害時要援護者</u>に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発するものとする。	第13節 衣料・生活必需物資供給計画 (略) 3 調達の方法 (略) (3) 備蓄・調達方法 (略) エ <u>要配慮者</u>（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）に対する生活必需品の調達については、十分に配慮するものとし、社会福祉施設に対しては、<u>要配慮者</u>に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発するものとする。	おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正
P205	第23節 住宅対策計画 (略) 2 実施の方法 (略) (2) 応急仮設住宅 <u>(新設)</u> <u>ア</u> 入居対象者 原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力で住宅を確保できない者とする。 <u>イ</u> 入居者の選定 市長は、入居者の選考に当たっては、被災者の資力その他の生活条件を十分調査の上、決定するものとする。 <u>ウ</u> <u>建設型応急住宅の建設</u> <u>原則として建設型応急住宅の設置は、知事が行う。なお、建設場所については、原則として、市有地とする。ただし、市有地で適当な場所がない場合は、適当な公有地及び私有地とする。</u>	第23節 住宅対策計画 (略) 2 実施の方法 (略) (2) 応急仮設住宅 <u>ア 応急仮設住宅の種類は次のとおりとする。</u> <u>(ア) 建設型応急住宅</u> <u>プレハブ住宅、木造住宅の建設、ムービングハウス等の設置</u> <u>(イ) 賃貸型応急住宅</u> <u>民間賃貸住宅等の提供</u> <u>イ</u> 入居対象者 原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力で住宅を確保できない者とする。 <u>ウ</u> 入居者の選定 市長は、入居者の選考に当たっては、被災者の資力その他の生活条件を十分調査の上、決定するものとする。 <u>エ</u> <u>建設戸数</u> 道は、市長からの要請に基づき設置戸数を決定するものとする。 <u>オ</u> <u>建設型応急住宅の建設地、構造等</u>	ムービングハウス等を活用した応急仮設住宅を追記 項目の整理

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考
P205	<u>エ</u> 建設戸数 <u>(借り上げを含む。)</u> 道は、市長からの要請に基づき設置戸数を決定するものとする。 <u>オ</u> 規模及び構造、存続期間 <u>ア</u> 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。 ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。 <u>イ</u> 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事を完了した後、3箇月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。 ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに、期間を延長することができる。 <u>ウ</u> 維持管理 知事が設置した場合、その維持管理は、知事から委任を受けた市長が管理する。また、市が設置したものについては、市が管理を行う。	<u>ア</u> _____建設場所_____は、原則として、市有地とする。ただし、市有地で適当な場所がない場合は、適当な公有地及び私有地とする。 <u>イ</u> 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。 ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。 <u>ウ</u> 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事を完了した後、3箇月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。 ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに、期間を延長することができる。 <u>エ</u> 維持管理 知事が設置した場合、その維持管理は、知事から委任を受けた市長が管理する。また、市が設置したものについては、市が管理を行う。	項目の整理
P235	第3 2節 広域応援・受援計画 (略) 2 実施内容 (略) <u>(新設)</u>	第3 2節 広域応援・受援計画 (略) 2 実施内容 (略) <u>(4) 防災関係機関の活動拠点等</u> <u>防災関係機関は、災害応急対策若しくは災害復旧が円滑に実施できるよう、必要に応じて被災地域付近における活動拠点の確保に努めるものとする。</u> <u>なお、活動拠点の確保や、燃料供給地点、応援者の宿泊場所等の確保が困難である場合は、道や市、他の防災関係機関に対し活動拠点等の確保について協力を依頼することができる。</u>	活動拠点の確保の必要性について追記
P239	第3 4節 災害ボランティアとの連携計画 (略) 4 ボランティアの活動 (略) (2) 専門ボランティア ア 被災者に対するカウンセリングや相談活動 イ 外国人通訳や手話通訳、視覚障害ボランティア等の<u>災害時要援護者</u>対応 ウ 医療活動や住宅危険度判定等、専門分野での活動 エ 被災建築物の応急危険度判定	第3 4節 災害ボランティアとの連携計画 (略) 4 ボランティアの活動 (略) (2) 専門ボランティア ア 被災者に対するカウンセリングや相談活動 イ 外国人通訳や手話通訳、視覚障害ボランティア等の<u>要配慮者</u>対応 ウ 医療活動や住宅危険度判定等、専門分野での活動 エ 被災建築物の応急危険度判定	おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考
P250	第7章 事故災害対策計画 第1節 航空災害対策計画 3 災害応急対策 連絡系統	第7章 事故災害対策計画 第1節 航空災害対策計画 3 災害応急対策 連絡系統	連絡系統の見直しを反映
P267	第5節 大規模な火事災害対策計画 (略) 2 災害予防 (略) (3) 防火思想の普及 年二回（春・秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図るものとする。 また、高齢者宅の防火訪問を実施する等、<u>災害時要援護者</u>対策に十分配慮するものとする。 (略)	第5節 大規模な火事災害対策計画 (略) 2 災害予防 (略) (3) 防火思想の普及 年二回（春・秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図るものとする。 また、高齢者宅の防火訪問を実施する等、<u>要配慮者</u>対策に十分配慮するものとする。 (略)	おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考																																								
P282	第8章 災害復旧・被災者援護計画 第2節 被災者援護計画 (略) 2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 (1) 被災者台帳の作成 (略) イ 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。 <table><tr><td>① 氏名</td><td>⑪ 市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先</td></tr><tr><td>② 生年月日</td><td></td></tr><tr><td>③ 性別</td><td></td></tr><tr><td>④ 住所又は居所</td><td>⑫ ⑪の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時</td></tr><tr><td>⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況</td><td>⑬ 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25 年法律第27 号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号</td></tr><tr><td>⑥ 援護の実施の状況</td><td></td></tr><tr><td>⑦ 要援護者であるときは、その旨及び要援護者に該当する事由</td><td>⑭ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項</td></tr><tr><td>⑧ 電話番号その他の連絡先</td><td></td></tr><tr><td>⑨ 世帯の構成</td><td></td></tr><tr><td>⑩ 罹災証明書の交付の状況</td><td></td></tr></table> (略)	① 氏名	⑪ 市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先	② 生年月日		③ 性別		④ 住所又は居所	⑫ ⑪の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時	⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況	⑬ 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25 年法律第27 号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号	⑥ 援護の実施の状況		⑦ 要援護者であるときは、その旨及び要援護者に該当する事由	⑭ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項	⑧ 電話番号その他の連絡先		⑨ 世帯の構成		⑩ 罹災証明書の交付の状況		第8章 災害復旧・被災者援護計画 第2節 被災者援護計画 (略) 2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 (1) 被災者台帳の作成 (略) イ 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。 <table><tr><td>① 氏名</td><td>⑪ 市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先</td></tr><tr><td>② 生年月日</td><td></td></tr><tr><td>③ 性別</td><td></td></tr><tr><td>④ 住所又は居所</td><td>⑫ ⑪の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時</td></tr><tr><td>⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況</td><td>⑬ 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25 年法律第27 号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号</td></tr><tr><td>⑥ 援護の実施の状況</td><td></td></tr><tr><td>⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由</td><td>⑭ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項</td></tr><tr><td>⑧ 電話番号その他の連絡先</td><td></td></tr><tr><td>⑨ 世帯の構成</td><td></td></tr><tr><td>⑩ 罹災証明書の交付の状況</td><td></td></tr></table> (略)	① 氏名	⑪ 市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先	② 生年月日		③ 性別		④ 住所又は居所	⑫ ⑪の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時	⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況	⑬ 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25 年法律第27 号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号	⑥ 援護の実施の状況		⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	⑭ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項	⑧ 電話番号その他の連絡先		⑨ 世帯の構成		⑩ 罹災証明書の交付の状況		おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正
① 氏名	⑪ 市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先																																										
② 生年月日																																											
③ 性別																																											
④ 住所又は居所	⑫ ⑪の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時																																										
⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況	⑬ 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25 年法律第27 号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号																																										
⑥ 援護の実施の状況																																											
⑦ 要援護者であるときは、その旨及び要援護者に該当する事由	⑭ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項																																										
⑧ 電話番号その他の連絡先																																											
⑨ 世帯の構成																																											
⑩ 罹災証明書の交付の状況																																											
① 氏名	⑪ 市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先																																										
② 生年月日																																											
③ 性別																																											
④ 住所又は居所	⑫ ⑪の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時																																										
⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況	⑬ 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25 年法律第27 号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号																																										
⑥ 援護の実施の状況																																											
⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	⑭ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項																																										
⑧ 電話番号その他の連絡先																																											
⑨ 世帯の構成																																											
⑩ 罹災証明書の交付の状況																																											